

第 2 部
調 査 編

平成 30 年度 特別支援教育に関する調査結果について

1 特別支援教育体制整備状況調査

(1) 調査対象

国公立幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校

※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※高等学校の通信制課程は調査対象に含まない。

(2) 調査時点

平成 30 年 5 月 1 日現在

(3) 主な調査事項

- ① 校内委員会の設置
- ② 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握
- ③ 特別支援教育コーディネーターの指名
- ④ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上（校内研修の実施、外部研修の参加）
- ⑤ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成

(4) 調査結果の主な概要

国公立の全学校種計では、校内委員会の設置、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名及び教職員の外部研修の参加の項目実施率は 8 割以上である。

国公立の特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画が作成されている割合は 99.4%、個別の教育支援計画が作成されている割合は 96.9%となっている。また、国公立の小・中・高等学校において通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画が作成されている割合は 94.8%、個別の教育支援計画が作成されている割合は 81.5%となっている。そのほか通常の学級に在籍する幼児児童生徒で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている割合は 83.3%、個別の教育支援計画が作成されている割合は 73.1%である（国公立の全学校種計）。

2 特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査

(1) 調査対象

国公立特別支援学校

※分校は本校に含める。

(2) 調査時点

平成 30 年 5 月 1 日現在

※調査項目②は平成 29 年度における実績

(3) 主な調査事項

- ① 特別支援学校の学校数
- ② 特別支援学校のセンター的機能の取組

(4) 調査結果の主な概要

国立及び公立の特別支援学校において、センター的機能を主として担当する分掌・組織を設けている特別支援学校は 9 割を超えている。センター的機能の取組の内容として、小

・中学校等の教員からの相談対応及び自校に在籍する幼児児童生徒以外の子供及び保護者からの相談対応を実施している特別支援学校は国公立全体で9割以上であり、平成29年度の相談延べ件数は、小・中学校等の教員からの相談が131,870件、子供及び保護者からの相談が113,146件である。

3 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

(1) 調査対象

市区町村教育委員会

(2) 調査時点

平成30年5月1日現在

(3) 主な調査事項

- ① 平成30年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成29年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数（小学校第1学年・中学校第1学年）

(4) 調査結果の主な概要

平成30年度小学校及び特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成29年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は57,444人（前年度54,146人）である。そのうち市区町村教育支援委員会等により学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された人数は10,300人（前年度10,281人）であり、就学指定先が特別支援学校であった人数は7,429人、小学校であった人数は2,817人である。

4 教育と福祉の連携に関する調査

(1) 調査対象

市区町村教育委員会

(2) 調査時点

平成30年9月1日現在

(3) 主な調査事項

- ① 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置状況
- ② 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度について周知する機会の提供状況
- ③ 障害のある子供に関する就学先決定を含む教育支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報や相談窓口が分かる保護者向けハンドブックの作成状況

(4) 調査結果の主な概要

教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」を設置している市区町村は53.2%であり、設置予定である市区町村は16.0%である。

関係構築の「場」を設置していると回答したもののうち、参加者の所属は、福祉関係機関（行政）が93.4%で最も高く、次いで放課後等デイサービス事業所など障害児通所支援事業所が74.8%、保健関係機関（行政）が72.5%である（※複数回答可）。また、小・中学校及び特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において、学校の教職員等に対し、放課後等デイサービスなどの障害のある子供に係る福祉制

度について周知する機会を設けている市区町村は 41.2%、設けていないが、今後設ける予定である市区町村は 25.6%である。

さらに、障害のある子供に関する就学先決定を含む教育支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックについて、作成、配布している市区町村は 30.5%、作成しているが、配布していない市区町村は 2.5%、現在作成中である市区町村は 11.2%である。

一方、ハンドブックの作成予定はないと回答した市区町村にその理由を尋ねると、作成は必要であるものの予算的、人的要因により作成予定がないものが 37.2%と最も高い。次いで、就学等教育支援、福祉制度、それぞれ別のハンドブックを作成し、配布しているため内容が一つにまとまったハンドブックを作成する必要はないと回答した市区町村が 20.0%、都道府県で作成しているハンドブックを活用し、就学等教育支援及び福祉制度に関する情報について、まとめて閲覧できるようになっていると回答した市区町村が 14.4%である。

特別支援教育体制整備状況調査の調査項目の定義及び調査対象学校数

(1) 校内委員会

校内委員会又は校内委員会と同等の機能を持った委員会の設置。

※校内委員会とは、学校内に置かれた発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

(2) 実態把握

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に関する実態把握の実施。

※在籍する幼児児童生徒の実態の把握を行い、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

(3) 特別支援教育コーディネーター

学校内で特別支援教育全体をコーディネートする立場の者（特別支援教育コーディネーター）の指名。

※特別支援教育コーディネーターとは、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

(4) 校内研修

特別支援教育に関する知識の習得や指導・支援の充実につなげるための教職員向けの校内研修の実施。

※平成30年度に実施した（調査時点で実施予定であったものも含む。）研修であり、特別支援教育に関する内容が主項目となっているもの。

(5) 外部研修

教育委員会、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等の、外部の研修への教職員の参加。

※平成30年度の参加実績（調査時点で参加予定であったものも含む。）。参加人数や参加者の役職は問わない。特別支援教育に関する研修、特別支援教育に関する講義（講義名に明記されていないもの。演習・協議等を含む。）を含む研修のうち、特別支援教育に関する内容がおおむね60分以上のもの。初任者研修などの全教員の受講が必須の研修は除く。

(6) 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

(7) 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

(平成30年5月1日現在)

区分	幼保連携型 認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計
国立	0校	49校	72校	77校	19校	217校
公立	647校	3,488校	19,426校	9,450校	3,572校	36,583校
私立	3,867校	6,463校	225校	761校	1,329校	12,645校
計	4,514校	10,000校	19,723校	10,288校	4,920校	49,445校

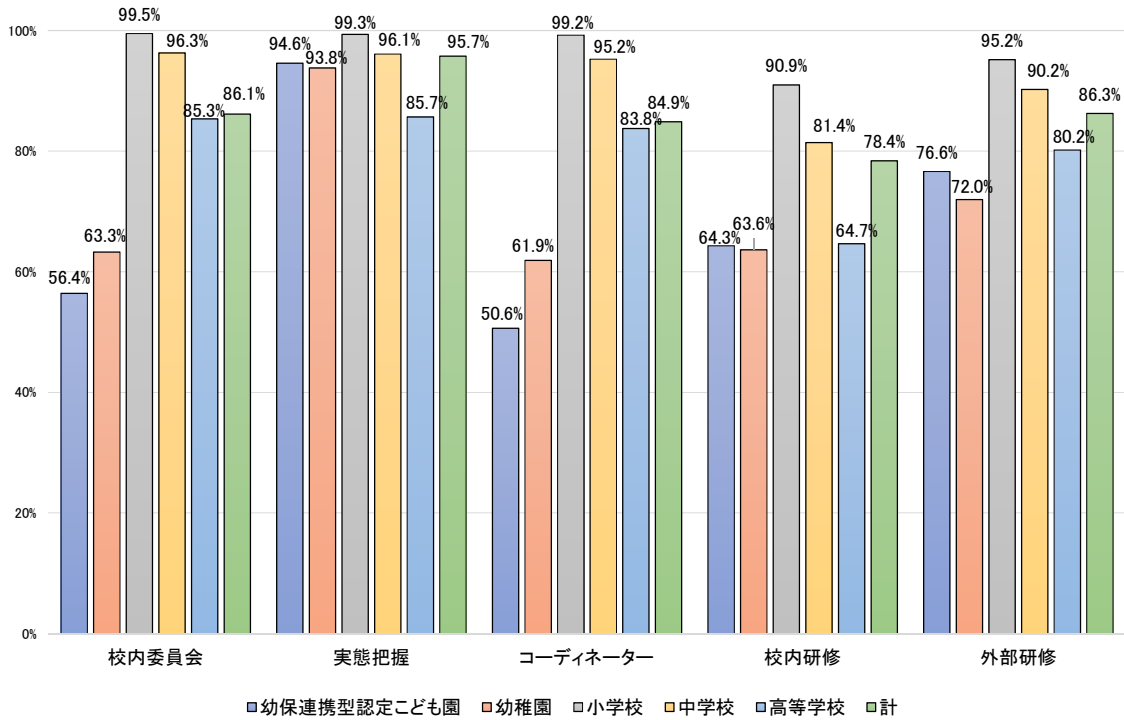
※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

5 調査結果

(1) 特別支援教育体制整備状況調査

① 学校種別・項目別実施率

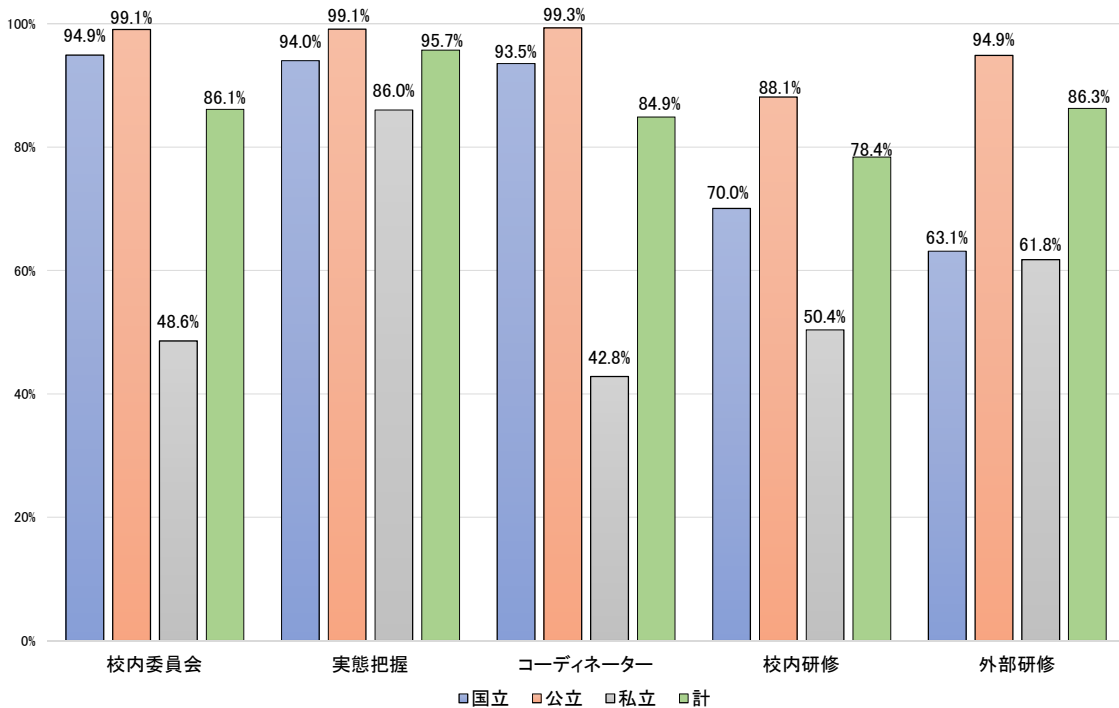
【国公立立計】



※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

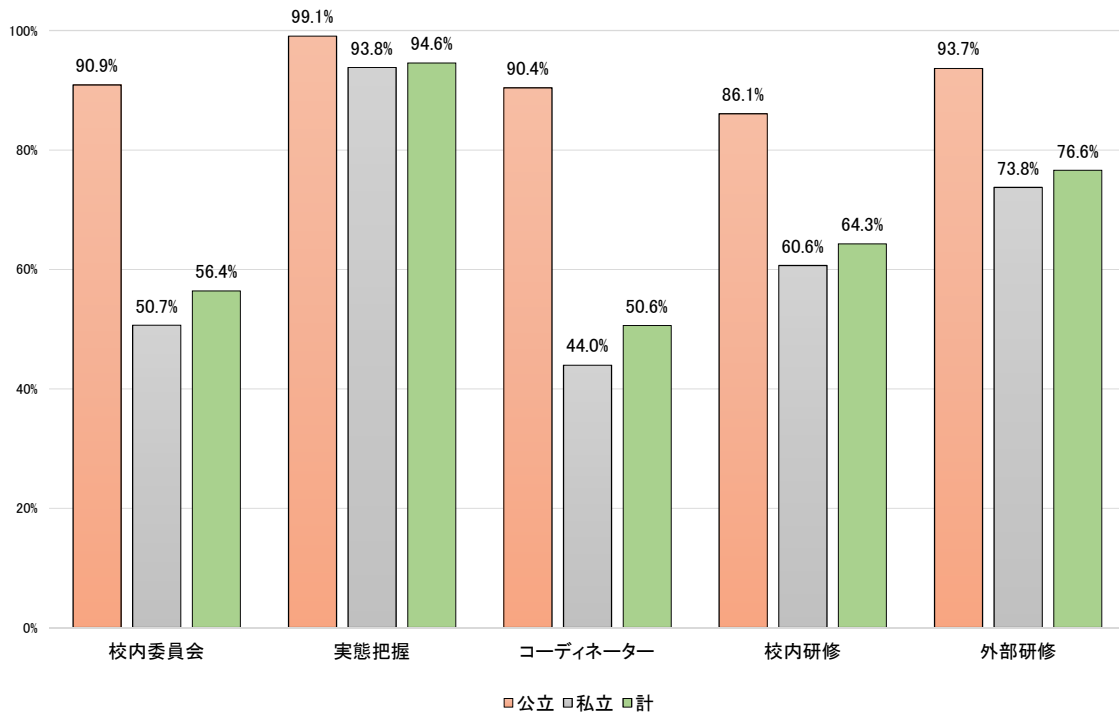
② 国公立立別・項目別実施率

【幼保連携型認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校計】



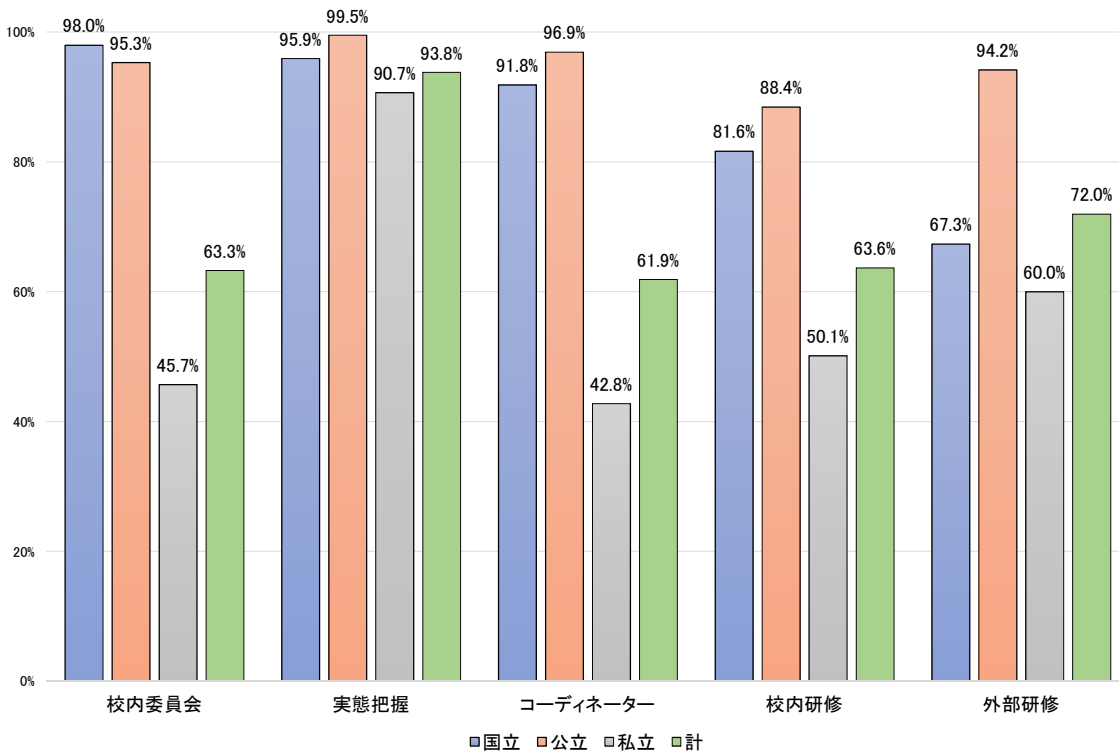
※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

【幼保連携型認定こども園】



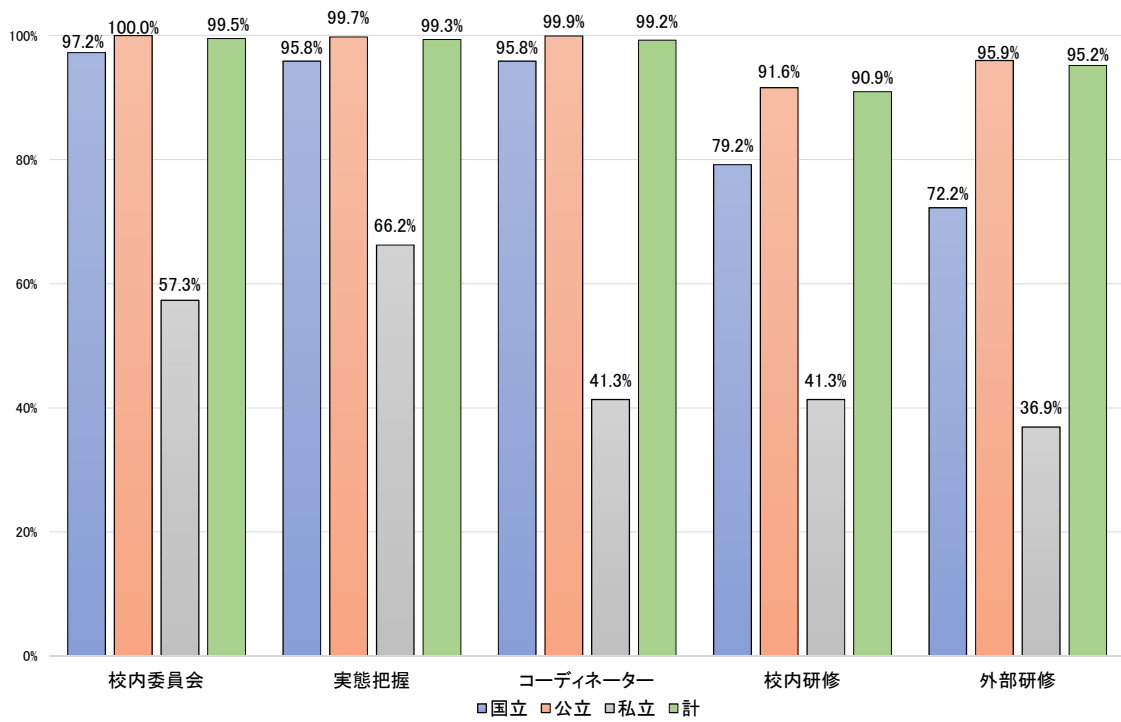
※国立の幼保連携型認定こども園は該当なし。

【幼稚園】



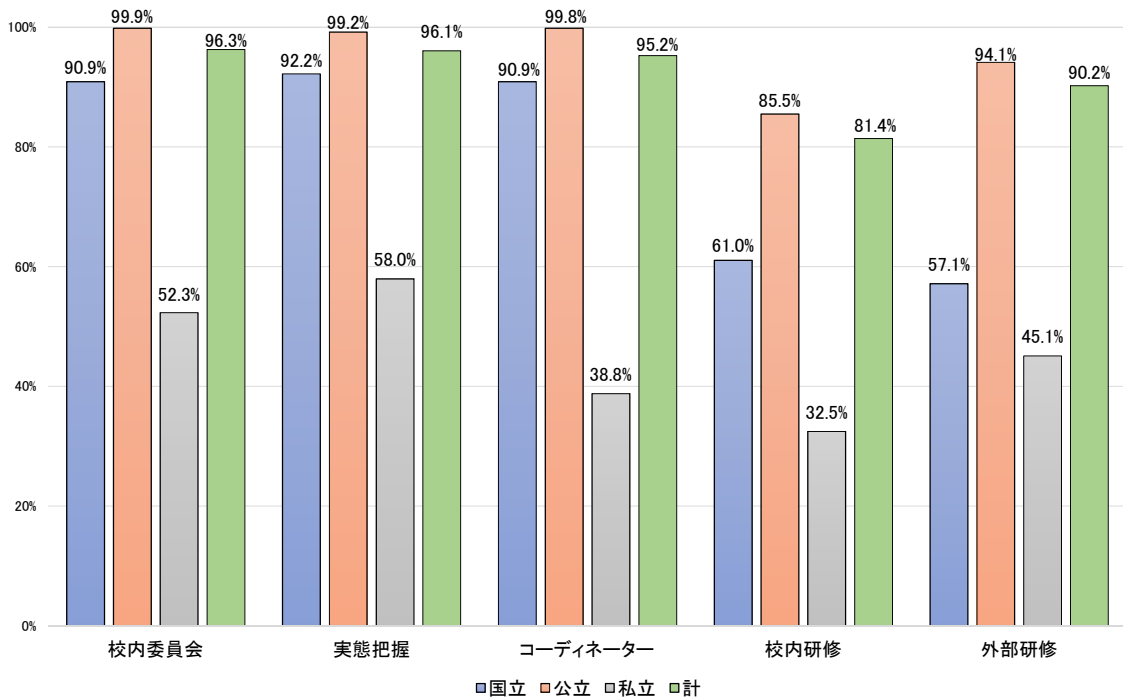
※幼稚園には幼稚園型認定こども園を含める。

【小学校】



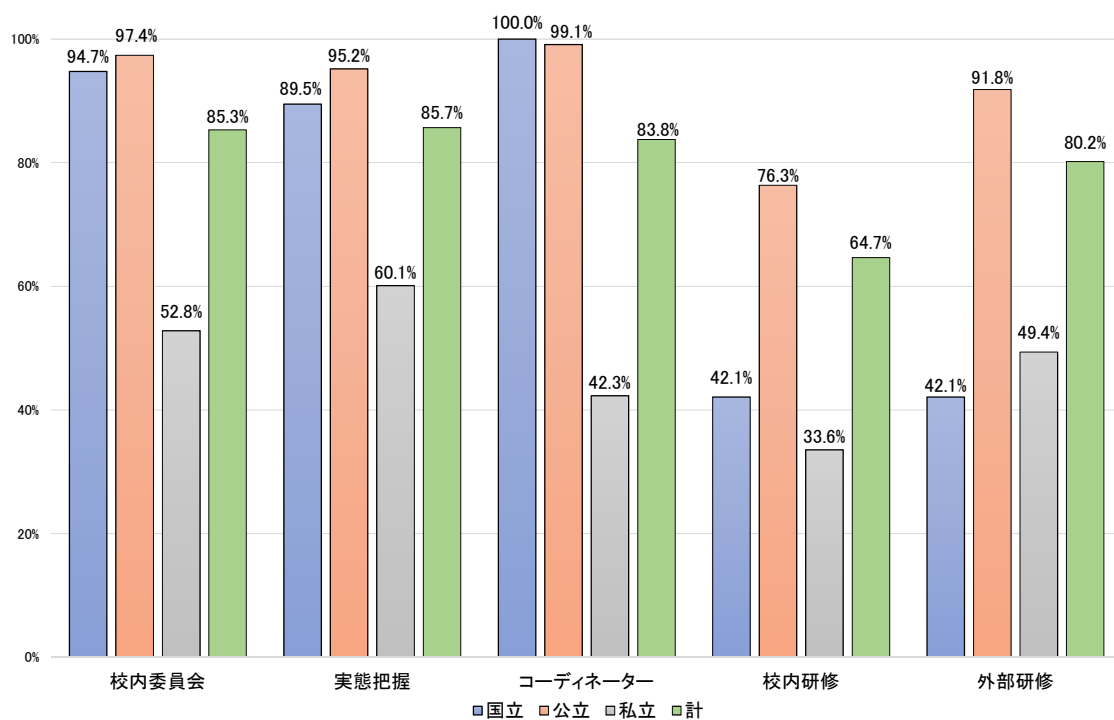
※小学校には義務教育学校前期課程を含める。

【中学校】



※中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含める。

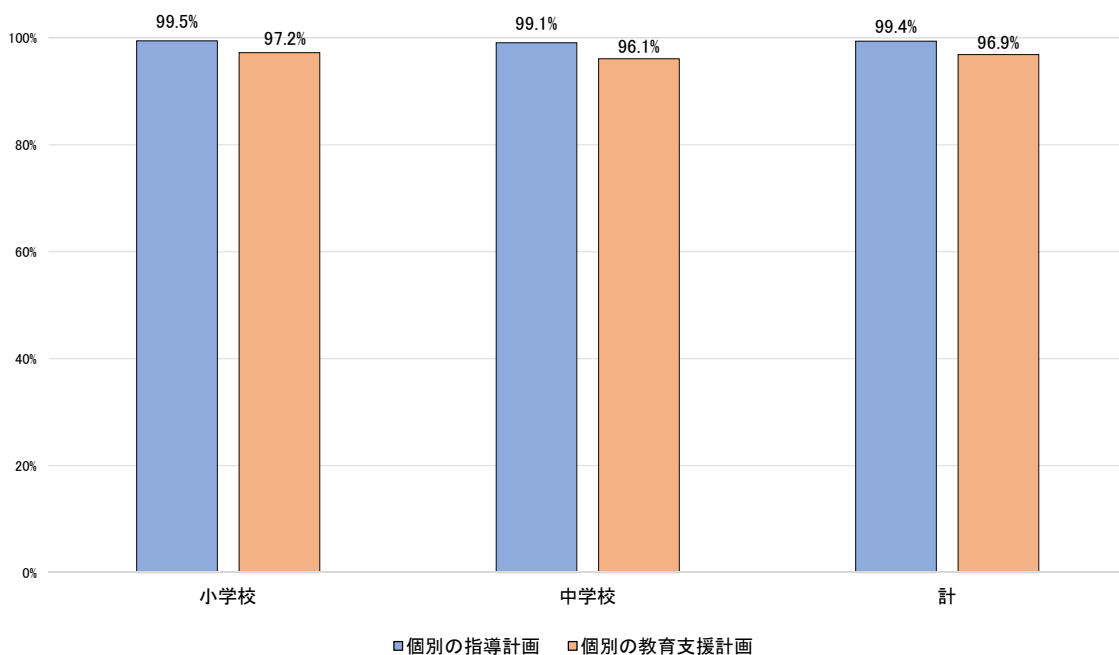
【高等学校】



※高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

③ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成状況
ア 特別支援学級

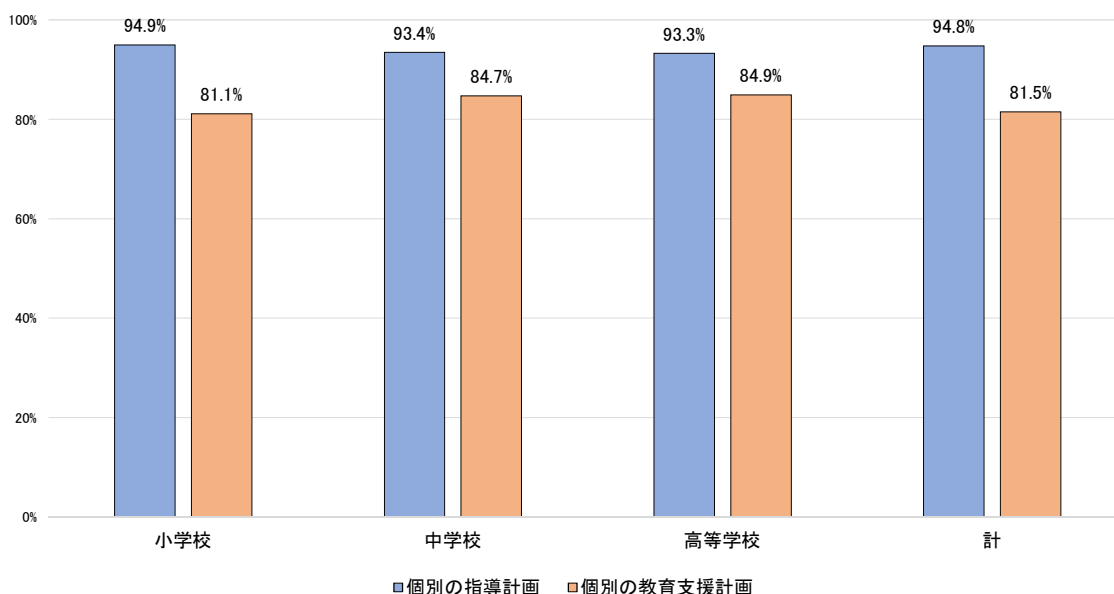
【特別支援学級(国公立計)】



※特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合。
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含める。

イ 通級による指導

【通級による指導(国公立計)】

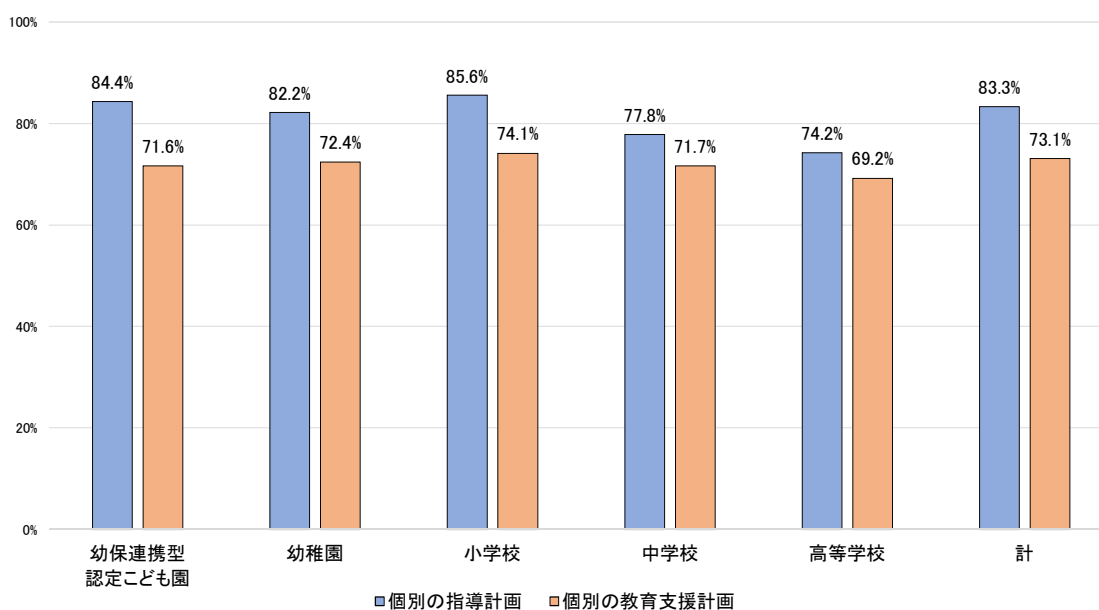


※通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合。
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

ウ 通常の学級(※)

※通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者

【通常の学級(国公立計)】

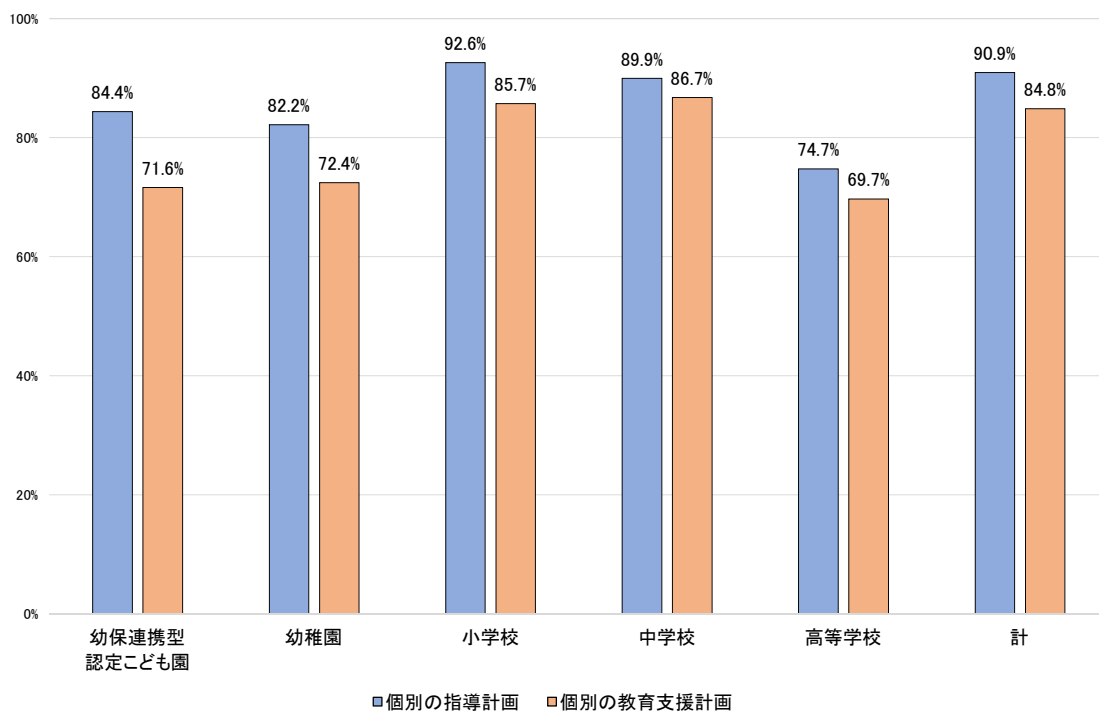


※通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合。
 ※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

エ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒(※)

※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒(ア)、通級による指導を受けている児童生徒(イ)及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者(ウ)の計。

【個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒(国公立計)】



※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合。

※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

国公立別・学校種別(幼保連携型認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校) 項目別実施率 集計表(平成30年度)

平成30年5月1日現在

調査項目	幼保連携型認定こども園						幼稚園						小学校						中学校						高等学校						
	国立		公立		計		国立		公立		計		国立		公立		計		国立		公立		計		国立		公立		計		
	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	実施率	割合	
1 校内委員会の設置	-	90.9%	50.7%	56.4%	98.0%	95.3%	45.7%	63.3%	97.2%	100.0%	57.3%	99.5%	90.9%	99.9%	52.3%	96.3%	94.7%	97.4%	52.8%	94.7%	97.4%	52.8%	85.3%	94.9%	99.1%	48.6%	86.1%	99.1%	48.6%	86.1%	
2 実態把握の実施	-	99.1%	93.8%	94.6%	95.9%	99.5%	90.7%	93.8%	95.8%	99.7%	66.2%	99.3%	92.2%	99.2%	58.0%	96.1%	89.5%	95.2%	60.1%	89.5%	95.2%	60.1%	85.7%	94.0%	99.1%	86.0%	95.7%	99.1%	86.0%	95.7%	
3 特別支援教育コーディネーターの指名	a 指名済	-	90.4%	44.0%	50.6%	91.8%	42.8%	61.9%	95.8%	99.9%	41.3%	99.2%	90.9%	99.9%	38.8%	95.2%	100.0%	99.1%	42.3%	100.0%	99.1%	42.3%	83.8%	93.5%	99.3%	42.8%	84.9%	99.3%	42.8%	84.9%	
	b 専任	-	27.4%	61.1%	52.4%	11.1%	18.7%	34.8%	43.5%	12.7%	41.8%	12.9%	22.9%	15.5%	41.0%	16.3%	15.8%	22.8%	43.2%	15.8%	22.8%	43.2%	25.6%	26.8%	15.2%	54.6%	20.3%	15.2%	54.6%	20.3%	
4 特別支援教育に関する教員の専門性の向上	a 校内研修の実施	-	86.1%	60.8%	64.3%	81.6%	86.4%	50.1%	63.6%	79.2%	91.6%	41.3%	90.9%	61.0%	85.5%	32.5%	81.4%	42.1%	76.3%	33.6%	42.1%	76.3%	33.6%	64.7%	70.0%	88.1%	50.4%	78.4%	88.1%	50.4%	78.4%
	b 外部研修への教職員の参加	-	93.7%	73.8%	76.6%	67.3%	94.2%	60.0%	72.0%	95.9%	36.9%	95.2%	57.1%	94.1%	45.1%	90.2%	42.1%	91.8%	49.4%	42.1%	91.8%	49.4%	80.2%	63.1%	94.9%	61.8%	86.3%	94.9%	61.8%	86.3%	
5 個別の指導計画・個別の教育支援計画	a-1 特別支援級の個別の指導計画の作成	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%	100.0%	99.5%	100.0%	100.0%	100.0%	99.1%	100.0%	99.1%	100.0%	99.1%	100.0%	99.1%	-	100.0%	100.0%	99.4%	100.0%	99.4%	100.0%	99.4%	
	a-2 特別支援級の個別の教育支援計画の作成	-	-	-	-	-	-	-	-	97.2%	100.0%	97.2%	100.0%	100.0%	96.1%	100.0%	100.0%	96.1%	100.0%	96.1%	100.0%	-	-	100.0%	96.9%	100.0%	96.9%	100.0%	96.9%		
	b-1 通級による指導の個別の指導計画の作成	-	-	-	-	-	-	-	-	67.9%	95.0%	56.8%	94.9%	17.6%	93.7%	49.1%	93.4%	-	98.0%	41.7%	-	98.0%	41.7%	95.3%	59.4%	94.8%	48.2%	94.8%	48.2%	94.8%	
	b-2 通級による指導の個別の教育支援計画の作成	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0%	81.1%	43.2%	81.1%	52.9%	84.9%	49.1%	84.7%	-	90.1%	27.8%	-	90.1%	27.8%	84.9%	50.5%	81.6%	41.4%	81.5%	41.4%	81.5%	
	c 通常・非常の以外級の個別の指導計画の作成	-	89.2%	82.7%	84.4%	74.4%	90.6%	74.4%	82.2%	90.5%	85.6%	80.8%	85.6%	82.6%	77.9%	75.1%	77.8%	92.7%	75.4%	67.3%	92.7%	75.4%	67.3%	74.2%	85.0%	84.0%	77.2%	83.3%	84.0%	77.2%	83.3%
	d 通常・非常の以外級の個別の教育支援計画の作成	-	80.8%	67.9%	71.6%	53.3%	81.8%	62.7%	72.4%	82.0%	74.1%	66.3%	74.1%	88.6%	71.9%	55.7%	71.7%	84.6%	94.6%	65.4%	84.6%	94.6%	65.4%	69.2%	79.4%	73.9%	64.5%	73.1%	73.9%	64.5%	73.1%
e 合理的配慮の明記	-	76.1%	51.5%	55.3%	59.2%	76.3%	35.3%	50.4%	68.1%	86.3%	28.0%	85.6%	61.0%	86.2%	26.5%	81.6%	73.7%	73.7%	25.7%	73.7%	73.7%	25.7%	60.7%	64.1%	84.2%	36.6%	72.4%	84.2%	36.6%	72.4%	
f 個別の指導計画の作成における関係機関等との情報共有	-	90.7%	77.1%	79.0%	79.6%	86.9%	63.0%	71.5%	81.9%	94.4%	40.0%	93.8%	68.8%	91.8%	35.5%	87.5%	73.7%	75.7%	35.2%	73.7%	75.7%	35.2%	64.7%	76.0%	91.2%	62.3%	83.7%	91.2%	62.3%	83.7%	
6 特別支援教育を行ったための体制整備	-	51.5%	14.6%	19.9%	36.7%	56.1%	11.4%	27.8%	33.3%	74.0%	4.4%	73.0%	20.8%	67.9%	5.5%	63.0%	15.8%	47.6%	7.1%	15.8%	47.6%	7.1%	36.5%	28.1%	67.9%	11.5%	53.3%	67.9%	11.5%	53.3%	

※ 1「」は「」を示す。
 ※ 2「」は「」を示す。
 ※ 3特別支援教育コーディネーターの指名は、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級、教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。
 ※ 4「」は「」を示す。
 ※ 5「」は「」を示す。
 ※ 6「」は「」を示す。
 ※ 7「」は「」を示す。
 ※ 8「」は「」を示す。
 ※ 9「」は「」を示す。
 ※ 10「」は「」を示す。
 ※ 11「」は「」を示す。
 ※ 12「」は「」を示す。
 ※ 13「」は「」を示す。
 ※ 14「」は「」を示す。
 ※ 15「」は「」を示す。
 ※ 16「」は「」を示す。
 ※ 17「」は「」を示す。
 ※ 18「」は「」を示す。
 ※ 19「」は「」を示す。
 ※ 20「」は「」を示す。
 ※ 21「」は「」を示す。
 ※ 22「」は「」を示す。
 ※ 23「」は「」を示す。
 ※ 24「」は「」を示す。
 ※ 25「」は「」を示す。
 ※ 26「」は「」を示す。
 ※ 27「」は「」を示す。
 ※ 28「」は「」を示す。
 ※ 29「」は「」を示す。
 ※ 30「」は「」を示す。
 ※ 31「」は「」を示す。
 ※ 32「」は「」を示す。
 ※ 33「」は「」を示す。
 ※ 34「」は「」を示す。
 ※ 35「」は「」を示す。
 ※ 36「」は「」を示す。
 ※ 37「」は「」を示す。
 ※ 38「」は「」を示す。
 ※ 39「」は「」を示す。
 ※ 40「」は「」を示す。
 ※ 41「」は「」を示す。
 ※ 42「」は「」を示す。
 ※ 43「」は「」を示す。
 ※ 44「」は「」を示す。
 ※ 45「」は「」を示す。
 ※ 46「」は「」を示す。
 ※ 47「」は「」を示す。
 ※ 48「」は「」を示す。
 ※ 49「」は「」を示す。
 ※ 50「」は「」を示す。
 ※ 51「」は「」を示す。
 ※ 52「」は「」を示す。
 ※ 53「」は「」を示す。
 ※ 54「」は「」を示す。
 ※ 55「」は「」を示す。
 ※ 56「」は「」を示す。
 ※ 57「」は「」を示す。
 ※ 58「」は「」を示す。
 ※ 59「」は「」を示す。
 ※ 60「」は「」を示す。
 ※ 61「」は「」を示す。
 ※ 62「」は「」を示す。
 ※ 63「」は「」を示す。
 ※ 64「」は「」を示す。
 ※ 65「」は「」を示す。
 ※ 66「」は「」を示す。
 ※ 67「」は「」を示す。
 ※ 68「」は「」を示す。
 ※ 69「」は「」を示す。
 ※ 70「」は「」を示す。
 ※ 71「」は「」を示す。
 ※ 72「」は「」を示す。
 ※ 73「」は「」を示す。
 ※ 74「」は「」を示す。
 ※ 75「」は「」を示す。
 ※ 76「」は「」を示す。
 ※ 77「」は「」を示す。
 ※ 78「」は「」を示す。
 ※ 79「」は「」を示す。
 ※ 80「」は「」を示す。
 ※ 81「」は「」を示す。
 ※ 82「」は「」を示す。
 ※ 83「」は「」を示す。
 ※ 84「」は「」を示す。
 ※ 85「」は「」を示す。
 ※ 86「」は「」を示す。
 ※ 87「」は「」を示す。
 ※ 88「」は「」を示す。
 ※ 89「」は「」を示す。
 ※ 90「」は「」を示す。
 ※ 91「」は「」を示す。
 ※ 92「」は「」を示す。
 ※ 93「」は「」を示す。
 ※ 94「」は「」を示す。
 ※ 95「」は「」を示す。
 ※ 96「」は「」を示す。
 ※ 97「」は「」を示す。
 ※ 98「」は「」を示す。
 ※ 99「」は「」を示す。
 ※ 100「」は「」を示す。

公立のみ・都道府県別・項目別実施率 集計表(平成30年度) ②幼保連携型認定こども園

平成30年5月1日現在

		1	2	3		4		5				6
				特別支援教育 コーディネーターの指名		特別支援教育に関する 教員の専門性の向上		個別の指導計画・個別の教育支援計画				
				a	b	a	b	a	b	c	d	
				指名済	専任	校内研修の 実施	外部研修への 教職員の参加	個別の指導 計画の作成	個別の教育 支援計画の 作成	合理的配慮 の明記	個別の教育 支援計画の 作成における 関係機関等と の情報共有	
01	北海道	100.0%	100.0%	100.0%	41.2%	100.0%	88.2%	98.5%	77.2%	88.2%	88.2%	58.8%
02	青森県	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%
03	岩手県	100.0%	100.0%	55.6%	40.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%	66.7%	77.8%	44.4%
04	宮城県	40.0%	100.0%	40.0%	50.0%	60.0%	100.0%	91.7%	0.0%	40.0%	80.0%	20.0%
05	秋田県	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	75.0%	75.0%	36.7%	71.4%	58.3%	66.7%	33.3%
06	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	50.0%	50.0%
07	福島県	45.8%	100.0%	25.0%	16.7%	62.5%	87.5%	77.0%	64.4%	83.3%	95.8%	16.7%
08	茨城県	80.0%	100.0%	93.3%	28.6%	93.3%	93.3%	84.7%	97.4%	73.3%	86.7%	53.3%
09	栃木県	75.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	97.8%	97.8%	100.0%	100.0%	75.0%
10	群馬県	100.0%	100.0%	100.0%	33.3%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	0.0%
11	埼玉県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	千葉県	100.0%	100.0%	100.0%	8.0%	92.0%	100.0%	87.5%	72.2%	88.0%	80.0%	72.0%
13	東京都	77.8%	100.0%	77.8%	0.0%	77.8%	77.8%	100.0%	75.0%	55.6%	66.7%	44.4%
14	神奈川県	100.0%	100.0%	100.0%	36.4%	81.8%	100.0%	92.0%	90.5%	72.7%	90.9%	45.5%
15	新潟県	100.0%	100.0%	100.0%	77.8%	88.9%	55.6%	94.0%	100.0%	55.6%	88.9%	22.2%
16	富山県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	75.0%	95.5%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%
17	石川県	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
18	福井県	63.2%	100.0%	100.0%	21.1%	73.7%	73.7%	96.0%	86.4%	100.0%	94.7%	31.6%
19	山梨県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	長野県	66.7%	100.0%	0.0%	0.0%	66.7%	100.0%	100.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	46.4%	100.0%	96.4%	84.4%	91.6%	92.9%	100.0%	75.0%
22	静岡県	94.7%	97.3%	94.7%	14.1%	92.0%	93.3%	90.5%	87.7%	82.7%	94.7%	72.0%
23	愛知県	80.0%	100.0%	80.0%	0.0%	80.0%	100.0%	96.0%	81.4%	100.0%	80.0%	80.0%
24	三重県	75.0%	87.5%	87.5%	28.6%	87.5%	100.0%	58.0%	28.8%	50.0%	100.0%	50.0%
25	滋賀県	97.1%	97.1%	100.0%	68.6%	82.9%	97.1%	97.4%	97.5%	80.0%	100.0%	62.9%
26	京都府	80.0%	100.0%	80.0%	12.5%	80.0%	90.0%	100.0%	18.5%	70.0%	90.0%	40.0%
27	大阪府	98.6%	100.0%	79.7%	3.6%	87.0%	100.0%	90.1%	80.1%	72.5%	88.4%	47.8%
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	12.5%	79.7%	100.0%	94.0%	58.8%	78.1%	85.9%	53.1%
29	奈良県	62.1%	100.0%	93.1%	59.3%	89.7%	96.6%	80.2%	63.8%	79.3%	100.0%	37.9%
30	和歌山県	50.0%	100.0%	75.0%	33.3%	25.0%	100.0%	25.0%	12.5%	100.0%	100.0%	0.0%
31	鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	30.0%	90.0%	100.0%	88.5%	62.2%	90.0%	90.0%	70.0%
32	島根県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	33.3%
33	岡山県	100.0%	100.0%	100.0%	38.1%	85.7%	95.2%	91.5%	100.0%	78.6%	92.9%	54.8%
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	92.3%	80.8%	50.0%	100.0%	0.0%
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	11.1%	100.0%	100.0%	74.1%	82.1%	100.0%	100.0%	77.8%
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	7.7%	92.3%	92.3%	88.0%	80.0%	84.6%	100.0%	38.5%
37	香川県	93.8%	100.0%	93.8%	33.3%	100.0%	100.0%	97.5%	52.3%	68.8%	87.5%	50.0%
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	37.5%	75.0%	75.0%	63.0%	50.0%	87.5%	100.0%	25.0%
39	高知県	83.3%	100.0%	83.3%	20.0%	100.0%	100.0%	85.7%	100.0%	66.7%	66.7%	50.0%
40	福岡県	100.0%	80.0%	100.0%	0.0%	100.0%	40.0%	94.1%	100.0%	60.0%	100.0%	20.0%
41	佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	長崎県	100.0%	100.0%	100.0%	25.0%	100.0%	100.0%	51.9%	72.7%	50.0%	75.0%	50.0%
43	熊本県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	大分県	75.0%	75.0%	75.0%	0.0%	75.0%	50.0%	72.2%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%
45	宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
47	沖縄県	100.0%	100.0%	100.0%	10.5%	78.9%	100.0%	93.7%	78.5%	78.9%	100.0%	63.2%
	合計	90.9%	99.1%	90.4%	27.4%	86.1%	93.7%	89.2%	80.8%	78.1%	90.7%	51.5%

※「—」はデータなしを示す。

※ 3「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。

※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa「個別の指導計画の作成」は、学校等が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb「個別の教育支援計画の作成」は、学校等が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。

※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、幼児児童生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。

※ 6「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、合理的配慮の明記及び特別支援教育に関する教員の専門性の向上の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

公立のみ・都道府県別・項目別実施率 集計表(平成30年度) ③幼稚園

平成30年5月1日現在

	1	2	3		4		5				6	
			特別支援教育 コーディネーターの指名		特別支援教育に関する 教員の専門性の向上		個別の指導計画・個別の教育支援計画					
			a	b	a	b	a	b	c	d		
			校内委員会の 設置	実態把握の 実施	指名済	専任	校内研修の 実施	外部研修への 教職員の参加	個別の指導 計画の作成	個別の教育 支援計画の 作成		合理的配慮 の明記
01	北海道	98.1%	100.0%	100.0%	34.6%	96.2%	96.2%	91.4%	80.6%	75.0%	86.5%	61.5%
02	青森県	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
03	岩手県	95.5%	100.0%	90.9%	32.5%	77.3%	95.5%	92.7%	90.0%	68.2%	90.9%	56.8%
04	宮城県	73.9%	95.7%	94.2%	53.8%	72.5%	92.8%	85.9%	53.9%	56.5%	72.5%	27.5%
05	秋田県	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	75.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	25.0%
06	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	8.3%	100.0%	100.0%	84.0%	66.7%	75.0%	66.7%	66.7%
07	福島県	76.0%	97.6%	75.2%	39.4%	86.4%	88.8%	90.8%	88.9%	73.6%	82.4%	40.8%
08	茨城県	91.7%	100.0%	99.2%	28.0%	97.7%	99.2%	84.2%	63.4%	80.5%	81.2%	57.9%
09	栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10	群馬県	100.0%	100.0%	100.0%	15.7%	87.1%	98.6%	95.5%	73.4%	67.1%	78.6%	51.4%
11	埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	42.6%	83.0%	89.4%	97.8%	88.2%	80.9%	91.5%	61.7%
12	千葉県	100.0%	100.0%	100.0%	10.8%	91.2%	98.0%	86.4%	76.0%	88.2%	77.5%	60.8%
13	東京都	97.5%	100.0%	97.5%	15.9%	95.0%	95.7%	92.2%	72.7%	78.3%	88.8%	55.9%
14	神奈川県	92.9%	97.6%	97.6%	22.0%	85.7%	92.9%	76.2%	57.6%	85.7%	88.1%	59.5%
15	新潟県	100.0%	96.7%	100.0%	20.0%	76.7%	80.0%	89.6%	74.6%	73.3%	73.3%	40.0%
16	富山県	85.7%	100.0%	100.0%	19.0%	81.0%	90.5%	92.5%	59.1%	76.2%	61.9%	52.4%
17	石川県	50.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%
18	福井県	92.5%	100.0%	100.0%	10.0%	90.0%	85.0%	82.0%	73.2%	100.0%	95.0%	70.0%
19	山梨県	50.0%	100.0%	50.0%	0.0%	100.0%	50.0%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
20	長野県	66.7%	100.0%	33.3%	0.0%	77.8%	88.9%	100.0%	100.0%	77.8%	88.9%	11.1%
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	19.7%	97.2%	93.0%	80.8%	68.0%	94.4%	98.6%	70.4%
22	静岡県	97.1%	100.0%	96.1%	21.2%	80.1%	91.7%	93.6%	89.6%	73.3%	81.1%	54.9%
23	愛知県	90.0%	95.0%	95.0%	36.8%	88.8%	86.3%	88.7%	78.0%	70.0%	87.5%	56.3%
24	三重県	91.6%	100.0%	96.2%	48.4%	90.1%	93.1%	88.9%	82.2%	80.2%	93.1%	66.4%
25	滋賀県	100.0%	100.0%	99.2%	30.5%	95.0%	95.8%	97.4%	88.5%	89.9%	95.0%	72.3%
26	京都府	92.0%	100.0%	98.0%	18.4%	90.0%	98.0%	96.8%	88.0%	64.0%	84.0%	52.0%
27	大阪府	99.6%	100.0%	98.9%	15.2%	91.8%	98.1%	88.6%	83.1%	88.0%	94.8%	73.0%
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	5.6%	91.9%	100.0%	93.4%	83.5%	89.4%	87.5%	73.5%
29	奈良県	89.1%	100.0%	99.2%	16.9%	93.3%	96.6%	92.8%	87.7%	81.5%	93.3%	68.1%
30	和歌山県	61.9%	100.0%	52.4%	4.5%	71.4%	78.6%	78.1%	6.7%	52.4%	69.0%	16.7%
31	鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
32	島根県	94.4%	97.2%	100.0%	13.9%	76.4%	91.7%	73.1%	67.0%	68.1%	84.7%	30.6%
33	岡山県	100.0%	100.0%	100.0%	17.5%	87.2%	91.0%	95.5%	99.5%	72.0%	91.0%	49.3%
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	6.9%	94.8%	87.9%	93.2%	94.9%	70.7%	86.2%	62.1%
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	2.9%	100.0%	100.0%	79.8%	79.8%	100.0%	100.0%	85.3%
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	18.2%	86.9%	99.0%	97.3%	97.0%	85.9%	92.9%	62.6%
37	香川県	92.3%	99.0%	97.1%	14.9%	96.2%	99.0%	90.1%	68.4%	59.6%	87.5%	48.1%
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	16.9%	98.3%	94.9%	94.5%	73.2%	89.8%	94.9%	64.4%
39	高知県	100.0%	100.0%	91.7%	18.2%	75.0%	75.0%	100.0%	66.7%	75.0%	83.3%	33.3%
40	福岡県	100.0%	100.0%	97.2%	8.6%	94.4%	69.4%	85.5%	61.9%	83.3%	91.7%	58.3%
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	93.0%	92.9%	75.0%	87.5%	75.0%
42	長崎県	96.2%	100.0%	100.0%	7.7%	92.3%	92.3%	83.3%	80.0%	76.9%	80.8%	57.7%
43	熊本県	92.6%	100.0%	92.6%	8.0%	88.9%	96.3%	78.2%	60.9%	85.2%	96.3%	70.4%
44	大分県	99.0%	100.0%	99.0%	12.7%	93.2%	94.2%	80.8%	59.2%	79.6%	75.7%	62.1%
45	宮崎県	100.0%	100.0%	100.0%	7.7%	84.6%	100.0%	57.1%	43.8%	53.8%	61.5%	23.1%
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	7.7%	96.9%	92.3%	94.8%	89.0%	75.4%	76.9%	58.5%
47	沖縄県	96.2%	98.9%	98.4%	0.0%	65.8%	93.5%	85.2%	77.9%	67.9%	88.0%	41.3%
	合計	95.3%	99.5%	96.9%	18.7%	88.4%	94.2%	90.6%	81.8%	78.3%	86.9%	58.1%

- ※ 幼稚園には幼稚園型認定こども園を含める。
- ※ 3「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa「個別の指導計画の作成」は、学校等が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb「個別の教育支援計画の作成」は、学校等が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、幼児児童生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。
- ※ 6「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、合理的配慮の明記及び特別支援教育に関する教員の専門性の向上の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

公立のみ・都道府県別・項目別実施率 集計表(平成30年度) ④小学校

平成30年5月1日現在

	1	2	3		4		5								6
			特別支援教育 コーディネーターの指名		特別支援教育に関する 教員の専門性の向上		個別の指導計画・個別の教育支援計画								
			a	b	a	b	特別支援学級		通級による指導		a,b以外の通常の学級		e	f	
							a-1	a-2	b-1	b-2	c	d			
指名済	専任	校内研修の 実施	外部研修への 教職員の参加	個別の指導 計画の作成	個別の教育 支援計画の 作成	個別の指導 計画の作成	個別の教育 支援計画の 作成	個別の指導 計画の作成	個別の教育 支援計画の 作成	合理的配慮 の明記	個別の教育 支援計画の 作成における 関係機関等と の情報共有				
01 北海道	100.0	99.8	100.0	22.4	95.7	92.9	99.9	98.2	98.0	86.6	93.3	55.1	88.0	98.1	77.1
02 青森県	100.0	98.6	100.0	14.3	75.2	90.2	100.0	92.1	62.0	82.6	35.1	89.5	90.9	62.2	
03 岩手県	100.0	100.0	100.0	19.7	93.0	95.5	100.0	100.0	100.0	95.5	92.1	78.0	93.3	69.1	
04 宮城県	99.7	99.2	99.5	16.9	78.6	90.1	99.7	97.7	90.5	53.1	84.0	72.2	73.3	88.5	53.2
05 秋田県	100.0	100.0	100.0	8.0	93.5	97.0	100.0	78.8	96.9	62.1	96.3	82.4	71.9	87.4	58.3
06 山形県	100.0	100.0	100.0	9.1	78.2	94.2	100.0	100.0	81.5	63.9	94.0	87.6	84.8	90.5	66.7
07 福島県	100.0	99.8	100.0	10.1	92.9	95.2	98.4	98.0	95.4	79.0	70.2	62.6	92.4	92.9	80.8
08 茨城県	100.0	100.0	99.8	7.0	99.0	99.4	100.0	99.7	99.4	98.7	62.3	42.7	89.8	96.3	85.3
09 栃木県	100.0	99.4	99.7	8.3	87.0	94.5	97.1	97.9	95.2	68.8	92.4	89.4	90.1	94.5	75.7
10 群馬県	100.0	100.0	100.0	11.0	77.6	95.1	99.9	98.5	94.3	58.6	87.4	70.0	73.4	94.5	55.8
11 埼玉県	100.0	100.0	100.0	14.8	90.1	95.3	99.9	93.3	96.5	80.7	82.4	75.0	96.7	94.6	80.3
12 千葉県	100.0	100.0	100.0	4.3	90.7	97.5	98.3	98.5	80.3	78.0	84.4	76.7	98.9	97.4	83.2
13 東京都	100.0	99.5	100.0	13.2	96.7	98.0	99.7	96.9	99.2	83.2	80.9	71.3	80.3	95.3	69.9
14 神奈川県	100.0	99.1	99.3	67.4	86.1	95.6	99.7	94.4	91.9	61.0	85.9	80.8	77.1	95.1	51.5
15 新潟県	100.0	99.1	100.0	9.5	87.9	97.2	99.8	88.7	83.0	42.9	88.0	79.2	82.7	91.1	65.2
16 富山県	100.0	100.0	100.0	4.3	84.9	97.3	100.0	100.0	99.7	89.7	95.1	69.4	74.2	81.7	64.0
17 石川県	100.0	100.0	100.0	8.7	94.7	98.1	99.8	99.9	96.3	98.4	92.7	88.8	98.1	97.6	89.4
18 福井県	100.0	100.0	100.0	7.9	98.4	96.8	100.0	100.0	100.0	100.0	83.3	82.7	100.0	99.5	95.3
19 山梨県	100.0	98.9	100.0	14.9	73.0	90.8	99.1	99.3	77.5	25.1	76.7	46.4	95.4	96.0	64.9
20 長野県	100.0	99.7	100.0	3.3	89.5	96.1	99.3	76.9	80.7	36.1	65.4	41.6	73.2	89.8	59.9
21 岐阜県	100.0	100.0	100.0	2.7	98.4	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0	65.8	73.8	99.2	98.9	95.1
22 静岡県	99.8	99.4	99.8	26.2	77.8	88.8	99.2	98.6	85.8	78.7	88.2	83.5	75.0	90.6	53.5
23 愛知県	100.0	99.6	100.0	5.2	69.1	95.8	99.1	98.8	94.7	91.9	66.7	45.7	84.3	90.2	55.1
24 三重県	100.0	100.0	100.0	28.5	95.2	97.7	100.0	100.0	100.0	100.0	91.3	82.0	89.5	97.7	85.6
25 滋賀県	100.0	100.0	100.0	17.6	93.2	96.8	100.0	96.5	100.0	91.0	86.3	82.1	80.1	94.6	71.0
26 京都府	100.0	100.0	100.0	4.8	97.6	96.0	100.0	100.0	94.6	84.1	93.8	90.9	82.3	88.7	77.4
27 大阪府	100.0	99.8	100.0	10.4	98.4	98.1	100.0	100.0	99.2	98.0	89.8	85.6	97.5	98.7	93.3
28 兵庫県	100.0	100.0	100.0	1.9	98.0	100.0	99.9	98.9	98.9	80.7	87.5	61.9	90.8	95.9	82.8
29 奈良県	100.0	100.0	100.0	12.2	95.4	99.0	99.9	98.9	87.7	81.7	73.2	47.4	82.1	93.9	70.9
30 和歌山県	100.0	100.0	100.0	1.3	93.7	92.0	100.0	99.3	94.0	94.3	83.5	35.5	96.2	93.7	75.2
31 鳥取県	100.0	100.0	99.2	13.7	88.8	95.2	98.7	99.1	96.6	96.2	72.3	52.0	95.2	64.4	
32 島根県	100.0	99.5	100.0	6.9	91.6	97.5	99.5	82.9	93.6	53.9	91.5	75.7	53.7	91.1	44.8
33 岡山県	100.0	100.0	100.0	17.8	95.3	96.3	100.0	100.0	100.0	100.0	96.1	99.9	84.3	97.9	76.5
34 広島県	100.0	100.0	100.0	3.4	96.6	95.1	98.8	92.9	99.9	83.3	93.6	75.8	77.2	88.8	76.7
35 山口県	100.0	100.0	100.0	0.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	77.1	81.6	100.0	100.0	96.9
36 徳島県	100.0	100.0	100.0	6.0	95.2	95.8	100.0	100.0	100.0	100.0	99.3	95.2	95.8	97.6	83.7
37 香川県	99.4	98.7	100.0	6.3	98.7	99.4	99.0	93.5	91.8	70.2	80.4	50.0	63.9	88.0	58.2
38 愛媛県	100.0	100.0	100.0	3.3	97.1	92.7	99.3	95.6	99.5	81.1	93.5	77.8	87.6	98.5	79.2
39 高知県	100.0	100.0	100.0	1.0	95.3	88.5	99.7	77.3	87.1	69.3	91.7	84.4	80.7	87.5	52.6
40 福岡県	100.0	99.7	99.7	7.8	98.4	91.9	99.7	99.0	99.2	98.3	90.1	85.6	98.1	96.6	88.8
41 佐賀県	100.0	100.0	100.0	13.2	100.0	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	97.7	94.2	79.6	97.0	77.8
42 長崎県	100.0	99.7	99.1	9.3	95.1	94.2	96.2	98.0	91.5	87.4	85.4	79.6	82.8	95.7	75.5
43 熊本県	100.0	99.7	99.7	6.4	99.4	98.6	93.9	93.2	90.2	77.7	72.3	55.8	93.0	94.8	90.7
44 大分県	100.0	100.0	100.0	13.7	97.7	97.3	99.8	98.2	99.7	77.7	86.2	59.4	89.8	94.9	83.6
45 宮崎県	100.0	100.0	100.0	10.2	98.7	99.2	99.6	98.8	94.7	85.9	87.9	73.8	73.7	88.1	66.1
46 鹿児島県	100.0	100.0	100.0	4.7	99.2	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0	96.0	94.1	94.1	97.6	90.3
47 沖縄県	99.2	99.6	99.6	1.5	78.2	97.0	99.9	98.5	85.4	81.8	80.5	83.1	83.1	94.4	62.0
合計	100.0	99.7	99.9	12.7	91.6	95.9	99.5	97.2	95.0	81.1	85.6	74.1	86.3	94.4	74.0

- * 小学校には義務教育学校前期課程を含める。
- * 3「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。
- * 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1「個別の指導計画の作成」、a-2「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- * 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb-1「個別の指導計画の作成」、b-2「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- * 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc「個別の指導計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。
- * 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- * 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のe「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。
- * 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のf「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、児童本人やその保護者の意向を踏まえて、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。
- * 6「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、合理的配慮の明記及び特別支援教育に関する教員の専門性の向上の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

公立のみ・都道府県別・項目別実施率 集計表(平成30年度) ⑤中学校

平成30年5月1日現在

	1	2	3		4		5						6			
			特別支援教育 コーディネーターの指名		特別支援教育に関する 教員の専門性の向上		個別の指導計画・個別の教育支援計画						e	f		
			a	b	a	b	特別支援学級		通級による指導		a,b以外の通常の学級					
							a-1	a-2	b-1	b-2	c	d				
校内外委員会の設置	実態把握の実施	指名済	専任	校内研修の実施	外部研修への教員員の参加	個別の指導計画の作成	個別の教育支援計画の作成	個別の指導計画の作成	個別の教育支援計画の作成	個別の指導計画の作成	個別の教育支援計画の作成	合理的配慮の明記	個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有			
01	北海道	99.8%	99.0%	99.8%	22.2%	90.6%	92.3%	99.8%	98.2%	91.0%	76.3%	84.6%	45.6%	88.3%	95.2%	75.8%
02	青森県	99.4%	95.5%	99.4%	13.5%	69.9%	83.6%	99.9%	98.5%	82.4%	72.5%	54.7%	31.4%	89.1%	87.8%	56.4%
03	岩手県	100.0%	100.0%	100.0%	23.1%	81.9%	91.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.2%	90.9%	78.8%	90.0%	60.6%
04	宮城県	99.5%	98.5%	99.0%	19.4%	66.5%	85.2%	97.7%	91.4%	86.0%	70.2%	63.0%	50.3%	71.4%	83.3%	41.9%
05	秋田県	100.0%	99.1%	100.0%	11.4%	90.4%	99.1%	100.0%	81.6%	98.5%	74.6%	90.0%	87.9%	78.1%	91.2%	56.1%
06	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	21.2%	69.7%	92.9%	100.0%	98.3%	65.4%	65.4%	91.0%	90.1%	85.9%	90.9%	59.6%
07	福島県	99.1%	99.1%	100.0%	18.2%	85.5%	95.0%	97.1%	97.7%	86.3%	90.8%	34.3%	43.3%	93.6%	87.3%	72.7%
08	茨城県	100.0%	100.0%	100.0%	5.0%	97.3%	97.7%	100.0%	100.0%	97.9%	97.9%	49.8%	45.2%	90.1%	94.6%	82.0%
09	栃木県	100.0%	97.5%	99.4%	9.6%	74.7%	91.8%	99.3%	93.0%	95.1%	89.0%	89.8%	75.8%	92.4%	85.4%	64.6%
10	群馬県	100.0%	100.0%	100.0%	18.4%	63.8%	90.2%	100.0%	97.5%	85.6%	57.2%	86.7%	64.4%	73.6%	89.0%	46.6%
11	埼玉県	99.8%	99.3%	100.0%	19.1%	81.9%	96.6%	99.5%	99.7%	98.7%	81.2%	64.8%	61.6%	93.2%	93.2%	71.5%
12	千葉県	100.0%	99.5%	100.0%	11.6%	76.5%	94.7%	98.0%	97.0%	88.9%	86.0%	72.1%	75.9%	98.7%	95.3%	66.8%
13	東京都	99.7%	99.0%	100.0%	16.5%	87.8%	95.7%	99.5%	98.7%	97.9%	84.3%	77.5%	63.3%	83.3%	94.4%	67.1%
14	神奈川県	99.8%	96.4%	99.3%	33.5%	80.5%	92.5%	99.0%	91.4%	88.4%	67.6%	71.4%	66.0%	77.1%	91.1%	49.9%
15	新潟県	100.0%	98.7%	100.0%	21.3%	85.1%	97.0%	98.6%	88.8%	90.6%	62.3%	78.1%	69.6%	83.8%	90.6%	64.7%
16	富山県	100.0%	100.0%	100.0%	11.3%	71.3%	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.2%	78.2%	37.0%	73.8%	75.0%	53.8%
17	石川県	100.0%	100.0%	100.0%	25.6%	79.1%	93.0%	99.7%	99.7%	100.0%	100.0%	88.4%	86.0%	97.7%	96.5%	67.4%
18	福井県	100.0%	100.0%	100.0%	18.7%	98.7%	98.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	73.9%	79.1%	100.0%	97.3%	92.0%
19	山梨県	100.0%	98.8%	100.0%	39.8%	56.6%	85.5%	94.2%	99.1%	51.5%	30.3%	36.4%	51.9%	89.2%	92.8%	38.6%
20	長野県	100.0%	99.5%	99.5%	2.7%	89.4%	93.7%	99.5%	70.5%	81.6%	44.8%	52.5%	45.9%	84.7%	89.9%	63.5%
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	3.3%	95.0%	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	64.1%	79.3%	97.2%	98.3%	88.9%
22	静岡県	100.0%	99.2%	100.0%	23.1%	64.8%	83.7%	98.2%	99.2%	90.9%	93.1%	84.4%	90.8%	67.8%	85.2%	38.6%
23	愛知県	100.0%	99.8%	100.0%	5.3%	62.8%	93.1%	98.1%	97.6%	87.7%	87.2%	65.6%	52.1%	82.6%	86.2%	50.1%
24	三重県	99.4%	98.7%	99.4%	28.8%	87.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	82.8%	88.4%	84.4%	94.2%	81.2%
25	滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	22.2%	83.8%	98.0%	100.0%	93.7%	100.0%	89.8%	87.3%	85.9%	84.8%	97.0%	67.7%
26	京都府	100.0%	100.0%	100.0%	14.1%	87.1%	85.3%	100.0%	100.0%	97.6%	91.4%	79.2%	83.2%	87.1%	78.2%	62.4%
27	大阪府	100.0%	99.4%	100.0%	13.0%	98.7%	100.0%	100.0%	100.0%	98.7%	97.8%	74.8%	74.1%	98.9%	98.3%	92.2%
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	4.3%	93.1%	100.0%	99.1%	98.1%	93.6%	84.6%	82.0%	71.1%	94.8%	91.6%	80.6%
29	奈良県	98.1%	98.1%	100.0%	29.1%	87.4%	96.1%	99.8%	98.3%	78.1%	97.3%	64.2%	35.1%	79.6%	92.2%	55.3%
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	0.8%	88.4%	87.6%	100.0%	97.4%	98.3%	100.0%	62.1%	33.8%	100.0%	95.0%	64.5%
31	鳥取県	100.0%	98.3%	93.2%	29.1%	76.3%	98.3%	95.1%	98.6%	99.0%	73.1%	93.0%	85.5%	62.7%	96.6%	49.2%
32	島根県	100.0%	99.0%	100.0%	8.2%	91.8%	99.0%	97.9%	77.7%	87.4%	68.3%	64.2%	82.4%	68.0%	95.9%	56.7%
33	岡山県	100.0%	100.0%	100.0%	27.7%	83.2%	92.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.6%	100.0%	86.5%	90.3%	72.9%
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	10.6%	96.2%	94.5%	98.0%	94.9%	100.0%	90.6%	88.7%	75.0%	74.6%	86.4%	71.2%
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	99.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	82.3%	89.5%	100.0%	100.0%	95.2%
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	22.0%	87.8%	92.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.2%	100.0%	84.1%	93.9%	65.9%
37	香川県	100.0%	95.5%	98.5%	10.6%	91.0%	97.0%	99.1%	91.8%	96.6%	82.8%	42.4%	16.7%	77.6%	79.1%	56.7%
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	9.9%	97.7%	93.9%	98.0%	90.1%	95.5%	84.2%	91.2%	90.7%	85.5%	93.9%	72.5%
39	高知県	100.0%	99.1%	100.0%	0.9%	90.7%	88.8%	99.3%	62.2%	89.5%	47.4%	72.7%	72.4%	77.6%	81.3%	46.7%
40	福岡県	100.0%	100.0%	100.0%	14.4%	96.5%	98.6%	99.7%	98.6%	97.7%	98.8%	82.4%	79.5%	97.4%	94.7%	84.1%
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	18.7%	100.0%	85.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.7%	93.5%	80.2%	96.7%	78.0%
42	長崎県	100.0%	100.0%	100.0%	17.9%	93.6%	90.8%	95.6%	94.2%	89.9%	88.1%	81.9%	84.1%	80.9%	93.1%	68.2%
43	熊本県	99.4%	100.0%	99.4%	11.0%	98.8%	98.2%	94.6%	92.8%	90.9%	88.5%	52.0%	50.0%	93.3%	96.4%	89.7%
44	大分県	100.0%	97.6%	100.0%	18.4%	92.0%	97.6%	99.7%	95.0%	98.6%	79.7%	67.5%	24.6%	81.6%	88.0%	70.4%
45	宮崎県	100.0%	100.0%	100.0%	22.5%	98.4%	98.4%	99.9%	99.0%	96.2%	84.8%	59.7%	59.2%	65.1%	89.1%	55.0%
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	9.0%	99.5%	98.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.8%	90.2%	94.1%	98.6%	91.9%
47	沖縄県	99.3%	97.3%	99.3%	3.4%	73.8%	94.6%	95.9%	96.3%	72.2%	83.5%	83.8%	70.8%	73.2%	91.3%	53.0%
合計		99.9%	99.2%	99.8%	15.5%	85.5%	94.1%	99.1%	96.1%	93.7%	84.9%	77.9%	71.8%	86.2%	91.8%	67.9%

- ※ 中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含める。
- ※ 3「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1「個別の指導計画の作成」、a-2「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb-1「個別の指導計画の作成」、b-2「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc「個別の指導計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のe「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のf「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、児童本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。
- ※ 6「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、合理的配慮の明記及び特別支援教育に関する教員の専門性の向上の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

公立のみ・都道府県別・項目別実施率 集計表(平成30年度) ⑥高等学校

平成30年5月1日現在

	1		2		3		4		5						6
	校内委員会の設置	実態把握の実施	特別支援教育コーディネーターの指名		特別支援教育に関する教員の専門性の向上		個別の指導計画・個別の教育支援計画								
			a	b	a	b	通級による指導			d	e				
							a-1	a-2	b			c			
指名済	専任	校内研修の実施	外部研修への教職員の参加	個別の指導計画の作成	個別の教育支援計画の作成	個別の指導計画の作成	個別の教育支援計画の作成	合理的配慮の明記	個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有						
01	北海道	100.0%	98.7%	100.0%	25.5%	99.1%	90.9%	100.0%	100.0%	98.2%	52.1%	91.3%	96.1%	69.3%	
02	青森県	100.0%	98.3%	100.0%	35.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	58.0%	49.7%	66.7%	63.3%	53.3%	
03	岩手県	100.0%	95.5%	100.0%	20.9%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	78.1%	66.9%	73.1%	77.6%	56.7%	
04	宮城県	96.1%	96.1%	100.0%	15.6%	62.3%	87.0%	0.0%	0.0%	23.1%	9.8%	45.5%	57.1%	22.1%	
05	秋田県	100.0%	95.9%	100.0%	18.4%	67.3%	95.9%	100.0%	100.0%	79.6%	65.5%	65.3%	81.6%	44.9%	
06	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	23.4%	63.8%	97.9%	100.0%	100.0%	95.2%	56.9%	76.6%	76.6%	31.9%	
07	福島県	94.3%	98.9%	100.0%	26.1%	53.4%	77.3%	100.0%	100.0%	52.1%	34.5%	42.0%	50.0%	20.5%	
08	茨城県	85.7%	83.7%	100.0%	13.3%	60.2%	87.8%	100.0%	100.0%	29.5%	21.7%	41.8%	48.0%	20.4%	
09	栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	14.8%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	89.1%	84.5%	86.9%	82.0%	77.0%	
10	群馬県	100.0%	92.6%	100.0%	7.4%	41.2%	92.6%	0.0%	0.0%	69.0%	52.6%	58.8%	75.0%	14.7%	
11	埼玉県	100.0%	78.6%	100.0%	15.9%	77.2%	89.7%	100.0%	100.0%	41.4%	46.6%	65.5%	66.9%	33.8%	
12	千葉県	100.0%	96.1%	100.0%	10.1%	74.4%	90.7%	100.0%	100.0%	82.8%	91.7%	87.6%	83.7%	57.4%	
13	東京都	94.8%	89.6%	97.9%	20.2%	75.5%	92.2%	100.0%	100.0%	49.8%	27.7%	58.3%	61.5%	39.6%	
14	神奈川県	64.6%	64.6%	82.9%	11.5%	51.3%	64.6%	100.0%	50.0%	63.2%	47.1%	43.0%	50.6%	13.9%	
15	新潟県	100.0%	94.6%	100.0%	20.4%	87.1%	88.2%	100.0%	78.6%	64.2%	58.9%	65.6%	69.9%	44.1%	
16	富山県	100.0%	95.3%	100.0%	20.9%	41.9%	58.1%	100.0%	100.0%	67.6%	39.5%	83.7%	88.4%	18.6%	
17	石川県	100.0%	100.0%	100.0%	44.4%	60.0%	95.6%	100.0%	100.0%	78.8%	68.0%	73.3%	75.6%	35.6%	
18	福井県	100.0%	100.0%	100.0%	35.7%	85.7%	85.7%	100.0%	100.0%	91.1%	56.1%	100.0%	82.1%	57.1%	
19	山梨県	100.0%	93.5%	100.0%	19.4%	61.3%	96.8%	87.5%	12.5%	95.2%	31.3%	77.4%	77.4%	38.7%	
20	長野県	100.0%	100.0%	100.0%	2.4%	84.3%	100.0%	75.0%	50.0%	43.3%	63.3%	100.0%	100.0%	77.1%	
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	36.4%	90.9%	98.5%	100.0%	100.0%	76.1%	78.1%	93.9%	89.4%	81.8%	
22	静岡県	96.8%	94.7%	100.0%	24.2%	72.6%	93.7%	0.0%	0.0%	49.6%	71.5%	58.9%	53.7%	36.8%	
23	愛知県	100.0%	100.0%	100.0%	24.4%	54.9%	100.0%	100.0%	100.0%	94.6%	37.0%	72.0%	70.7%	34.1%	
24	三重県	100.0%	98.2%	100.0%	70.2%	68.4%	91.2%	0.0%	0.0%	90.0%	63.4%	75.4%	86.0%	43.9%	
25	滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	56.5%	78.3%	97.8%	100.0%	100.0%	98.1%	88.7%	73.9%	93.5%	54.3%	
26	京都府	100.0%	100.0%	100.0%	21.9%	76.6%	95.3%	100.0%	100.0%	73.7%	27.4%	65.6%	68.8%	35.9%	
27	大阪府	100.0%	100.0%	100.0%	54.9%	70.4%	87.0%	100.0%	100.0%	75.2%	88.0%	74.7%	89.5%	45.1%	
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	1.3%	83.1%	100.0%	100.0%	100.0%	64.6%	68.9%	79.9%	79.2%	59.7%	
29	奈良県	100.0%	91.9%	100.0%	10.8%	97.3%	100.0%	100.0%	100.0%	68.9%	50.8%	64.9%	59.5%	29.7%	
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	36.8%	73.7%	78.9%	100.0%	100.0%	41.7%	24.3%	97.4%	71.1%	36.8%	
31	鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	79.2%	91.7%	95.8%	25.0%	75.0%	78.6%	72.7%	62.5%	91.7%	50.0%	
32	島根県	100.0%	100.0%	100.0%	29.7%	73.0%	100.0%	100.0%	100.0%	37.5%	58.6%	64.9%	67.6%	43.2%	
33	岡山県	100.0%	100.0%	100.0%	21.9%	71.9%	96.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.4%	68.8%	
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	21.5%	88.2%	91.4%	0.0%	0.0%	86.7%	75.8%	80.6%	69.9%	63.4%	
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	61.5%	93.3%	100.0%	100.0%	94.8%	
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	5.7%	94.3%	91.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%	94.3%	48.6%	
37	香川県	90.0%	96.7%	96.7%	24.1%	93.3%	100.0%	75.0%	75.0%	84.0%	84.2%	73.3%	76.7%	60.0%	
38	愛媛県	100.0%	94.6%	100.0%	10.7%	83.9%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	88.7%	100.0%	94.6%	67.9%	
39	高知県	100.0%	100.0%	100.0%	45.9%	75.7%	86.5%	100.0%	10.0%	50.8%	42.5%	48.6%	59.5%	29.7%	
40	福岡県	100.0%	100.0%	100.0%	21.7%	71.7%	97.2%	95.8%	79.2%	69.4%	70.1%	89.6%	83.0%	62.3%	
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	94.4%	100.0%	100.0%	95.2%	95.2%	88.9%	80.6%	75.0%	
42	長崎県	100.0%	100.0%	100.0%	21.1%	82.5%	93.0%	100.0%	100.0%	48.7%	58.4%	71.9%	78.9%	40.4%	
43	熊本県	100.0%	100.0%	100.0%	30.9%	92.7%	96.4%	100.0%	94.1%	33.0%	44.7%	85.5%	92.7%	76.4%	
44	大分県	100.0%	92.7%	100.0%	31.7%	61.0%	95.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.1%	85.4%	43.9%	
45	宮崎県	100.0%	100.0%	100.0%	51.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	43.9%	39.0%	71.8%	79.5%	51.3%	
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	4.4%	77.9%	89.7%	100.0%	100.0%	81.3%	81.1%	66.2%	69.1%	51.5%	
47	沖縄県	100.0%	96.7%	100.0%	1.7%	75.0%	95.0%	100.0%	100.0%	72.0%	71.7%	85.0%	83.3%	55.0%	
	合計	97.4%	95.2%	99.1%	22.9%	76.3%	91.8%	98.0%	90.1%	75.4%	69.7%	73.7%	75.7%	47.6%	

- ※ 高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
- ※ 3「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1「個別の指導計画の作成」、a-2「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb「個別の指導計画の作成」は、通級による指導を受けている生徒以外に、学校が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている生徒以外に、学校が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。
- ※ 5「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のe「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。
- ※ 6「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、合理的配慮の明記及び特別支援教育に関する教員の専門性の向上の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

(2) 特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査

① 特別支援学校の学校数

(平成30年5月1日現在)

		国立 (45校)	公立 (972校)	私立 (14校)	計 (1,031校)
幼稚園部	視覚障害	1	56	1	58
		2.2%	5.8%	7.1%	5.6%
	聴覚障害	1	91	2	94
		2.2%	9.4%	14.3%	9.1%
	知的障害	3	17	2	22
		6.7%	1.7%	14.3%	2.1%
	肢体不自由	—	22	—	22
		—	2.3%	—	2.1%
	病弱	—	9	—	9
		—	0.9%	—	0.9%
小学部	視覚障害	1	78	1	80
		2.2%	8.0%	7.1%	7.8%
	聴覚障害	1	105	2	108
		2.2%	10.8%	14.3%	10.5%
	知的障害	42	525	4	571
		93.3%	54.0%	28.6%	55.4%
	肢体不自由	1	316	1	318
		2.2%	32.5%	7.1%	30.8%
	病弱	—	134	—	134
		—	13.8%	—	13.0%
中学部	視覚障害	1	78	1	80
		2.2%	8.0%	7.1%	7.8%
	聴覚障害	1	101	2	104
		2.2%	10.4%	14.3%	10.1%
	知的障害	41	526	5	572
		91.1%	54.1%	35.7%	55.5%
	肢体不自由	1	316	1	318
		2.2%	32.5%	7.1%	30.8%
	病弱	—	132	—	132
		—	13.6%	—	12.8%
高等部	視覚障害	1	72	1	74
		2.2%	7.4%	7.1%	7.2%
	聴覚障害	1	80	—	81
		2.2%	8.2%	—	7.9%
	知的障害	41	617	9	667
		91.1%	63.5%	64.3%	64.7%
	肢体不自由	1	307	1	309
		2.2%	31.6%	7.1%	30.0%
	病弱	—	109	—	109
		—	11.2%	—	10.6%
寄宿舎設置学校数		3	305	7	315
		6.7%	31.4%	50.0%	30.6%

※特別支援学校が学則等で受入れを明示している全ての障害種を計上。

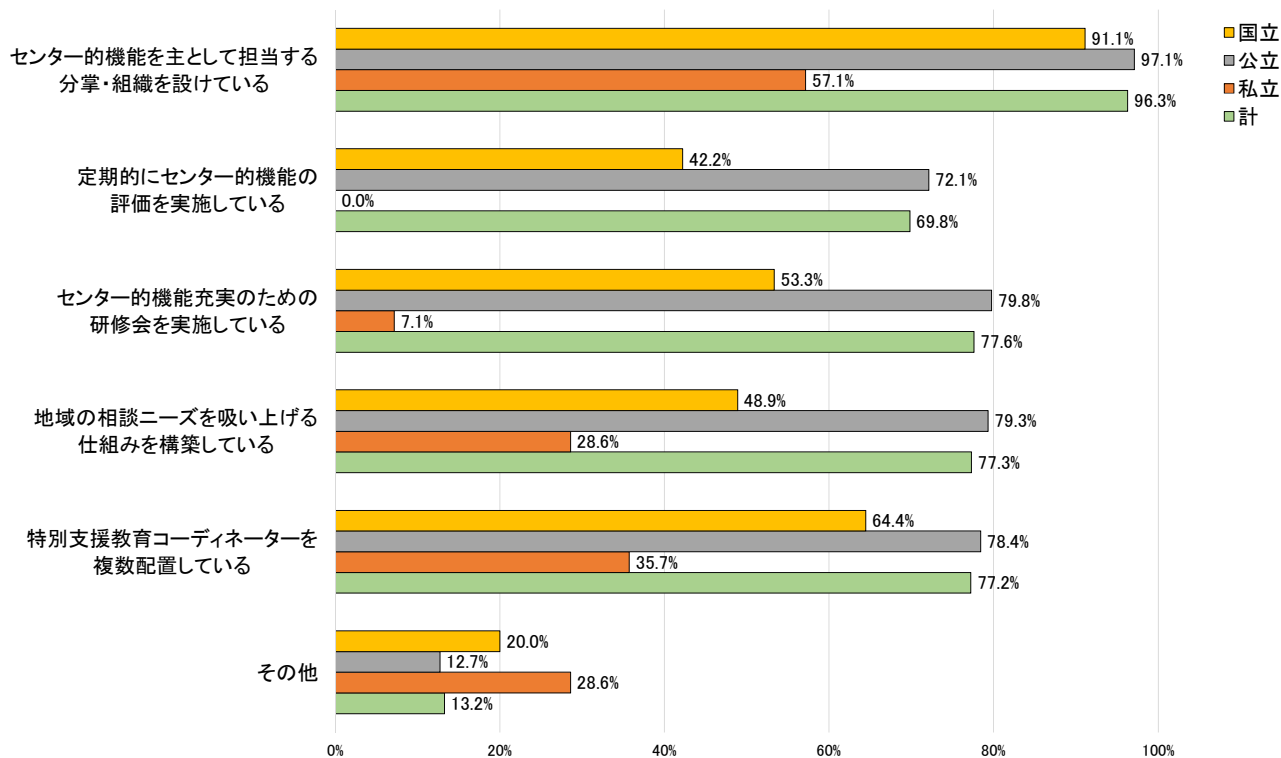
※分校は本校に含める。

※下段は、設置者別の全特別支援学校数(国立45校、公立972校、私立14校、計1,031校)に占める割合。

※寄宿舎設置学校数については、学校が建物を保有していても運営されていない場合は数に含まない。

② 特別支援学校のセンター的機能の取組

ア センターの機能のための校内体制の整備

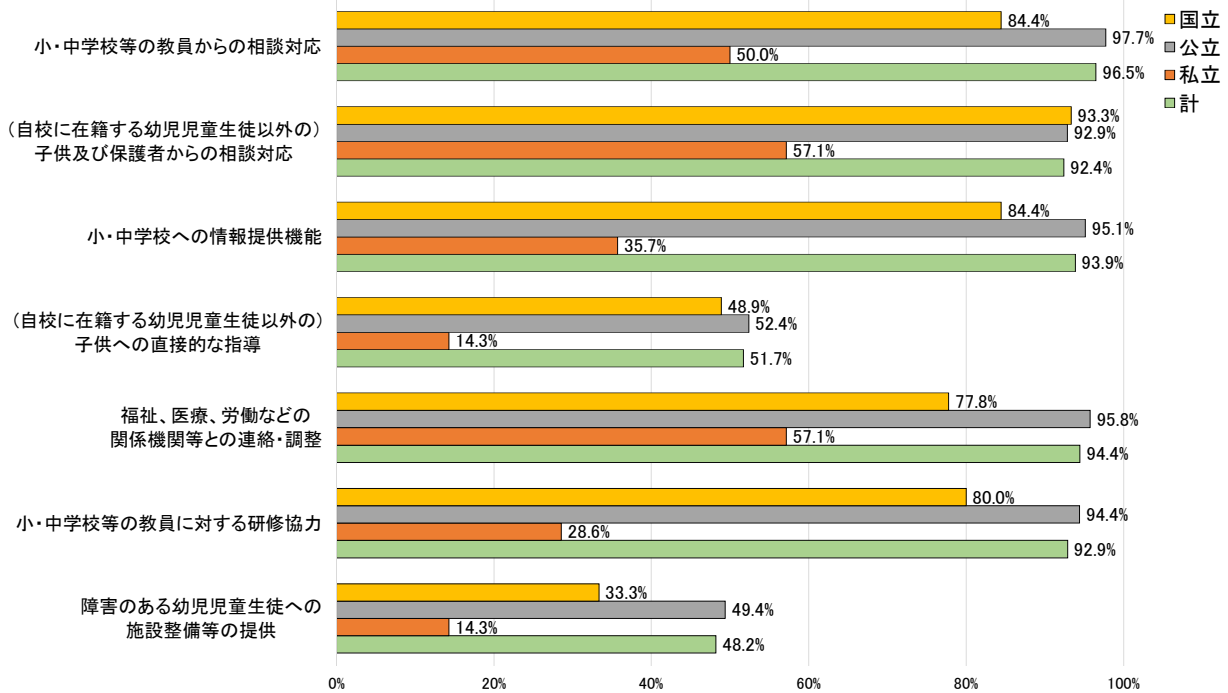


※平成29年度における取組。複数回答可。

【センター的機能のための校内体制の具体例】

- ・ 特別支援教育コーディネーターの担当授業時間数を減らすなどの配慮を実施
- ・ 全職員が地域支援に関わるような体制としている
- ・ 地域支援に関する専門のアドバイザー等を配置
- ・ 相談事例について、定期的に校内で検討会を開催
- ・ 地域支援検討委員会を毎月開催し、センター的機能に関する現状及び課題を明らかにし、学校としての方向性を確認している
- ・ 地域支援、教育相談等の担当教員を特別支援教育コーディネーターとして複数指名し、地域との連絡窓口を一本化している

イ センターの機能の取組の内容



※平成29年度における取組。複数回答可。

【センター的機能の取組の具体例】

○小・中学校等の教員への支援、障害のある児童生徒等への指導・支援等

- ・域内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の教職員を対象とした研修・相談を実施
- ・域内の教職員及び福祉関係職員を対象とした勉強会を毎月開催
- ・域内の小学校及び中学校において、障害者理解のための授業を実施
- ・高等学校における通級による指導を支援
- ・巡回相談の実施
- ・支援機器、教材・教具の貸出し

○福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整等

- ・支援の必要な幼児児童生徒に対するケース会議を関係機関と開催
- ・地域の関係者を対象とした研修会を実施
- ・福祉、医療等の関係機関との連絡協議会を開催
- ・教育事務所、特別支援教育センターと連携した地域支援体制を整備
- ・地域の特別支援教育コーディネーターの連絡会を設置し、各学校における支援状況等の情報共有、研修を実施
- ・全国の教職員、福祉関係職員を対象とした特別支援教育に関する公開講座を開催

○特別支援教育等に関する相談・情報提供等

- ・就学前の幼児の教育相談を実施
- ・学校の内外に地域支援に関する情報提供（便りの配布等）を実施
- ・教育相談の案内を教育委員会、福祉、医療等の関係機関、保護者に配布
- ・障害のある児童生徒等に対する早期からの支援を実施するため、定期的に保健所や保健センターへ訪問し、保健所職員等を対象とした障害理解に関する講座の開催や教育相談に関するパンフレットの配布依頼等を実施

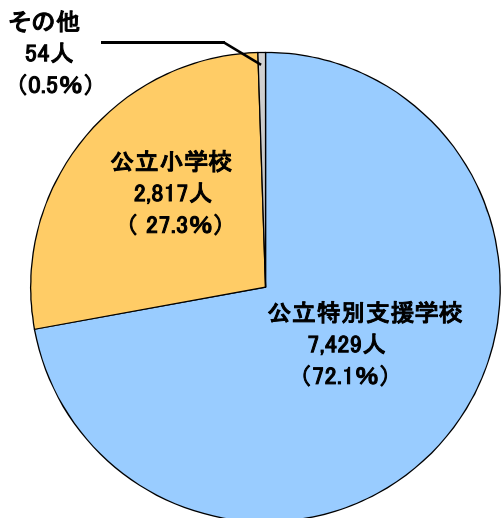
ウ 平成29年度における相談延べ件数

(件)

	小・中学校等の教員からの相談		子供及び保護者からの相談	
	相談件数	1校当たりの平均件数	相談件数	1校当たりの平均件数
国立	1,671	37.1	1,845	41.0
公立	130,035	134.3	110,789	114.5
私立	164	11.7	512	36.6
計	131,870	128.4	113,146	110.2

(3) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

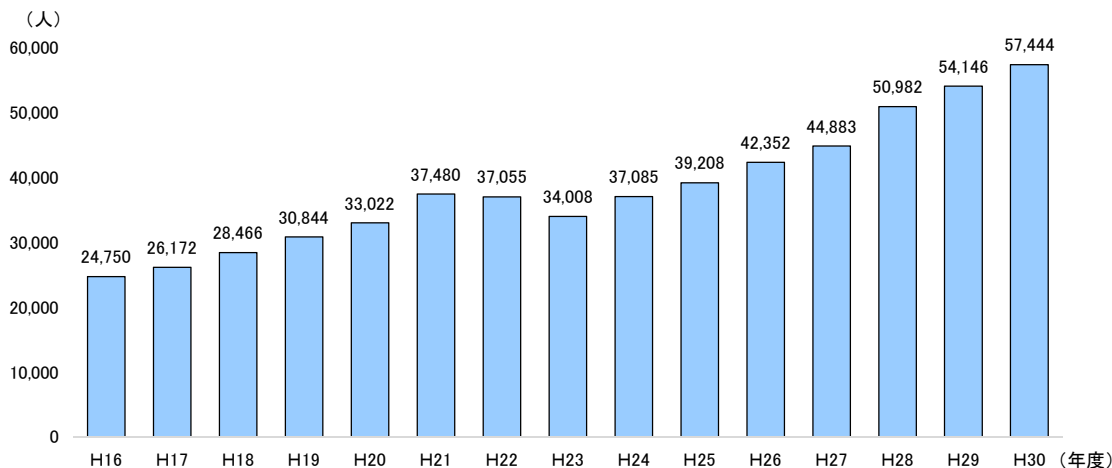
① 平成30年度小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、平成29年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先等



平成30年度小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、平成29年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は57,444人。そのうち10,300人が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

※「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

(参考) 小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数の推移



※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

(参考:平成25年度以降の状況)

	公立特別支援学校への就学を指定		公立小学校への就学を指定	
平成25年度	6,190 人	(73.2%)	2,230 人	(26.4%)
平成26年度	6,341	(73.3%)	2,274	(26.3%)
平成27年度	6,646	(65.8%)	3,420	(33.8%)
平成28年度	6,704	(68.2%)	3,079	(31.3%)
平成29年度	7,192	(70.0%)	3,055	(29.7%)
平成30年度	7,429	(72.1%)	2,817	(27.3%)

※()内は、市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された人数に占める割合。

② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

ア 学級種別在籍者数

(平成30年5月1日現在)

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
小学校第1学年	2,773 人 (90.5%)	291 人 (9.5%)	42 人 (1.4%)	3,064 人
中学校第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042

※()内は学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年3,064人、中学校第1学年2,042人)に占める割合。

イ 障害種別在籍者数

(平成30年5月1日現在)

小学校第1学年	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	23 人 (0.8%)	9 人 (0.3%)	3 人 (0.1%)	32 人 (1.0%)
聴覚障害	49 (1.6%)	57 (1.9%)	35 (1.1%)	106 (3.5%)
知的障害	2,215 (72.3%)	170 (5.5%)		2,385 (77.8%)
肢体不自由	194 (6.3%)	24 (0.8%)	2 (0.1%)	218 (7.1%)
病弱	102 (3.3%)	24 (0.8%)	0 (0.0%)	126 (4.1%)
重複障害	190 (6.2%)	7 (0.2%)	2 (0.1%)	197 (6.4%)

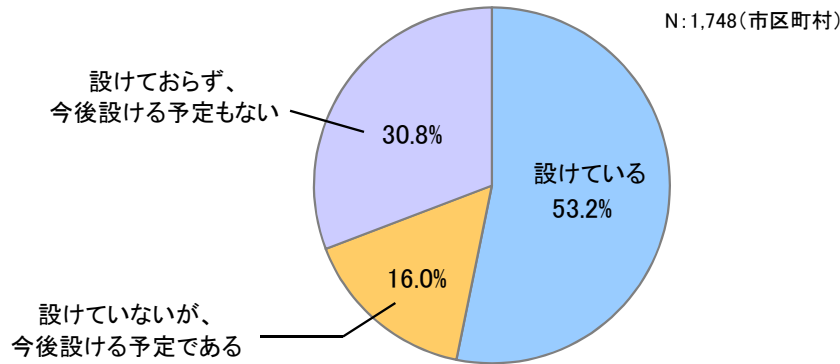
中学校第1学年	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	23 人 (1.1%)	14 人 (0.7%)	0 人 (0.0%)	37 人 (1.8%)
聴覚障害	38 (1.9%)	48 (2.4%)	24 (1.2%)	86 (4.2%)
知的障害	1,457 (71.4%)	93 (4.6%)		1,550 (75.9%)
肢体不自由	100 (4.9%)	35 (1.7%)	3 (0.1%)	135 (6.6%)
病弱	47 (2.3%)	46 (2.3%)	1 (0.0%)	93 (4.6%)
重複障害	132 (6.5%)	9 (0.4%)	2 (0.1%)	141 (6.9%)

※複数の障害を有する者については、重複障害として計上。なお、本調査における重複障害とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害を併せ有する者とする。

※()内は学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年3,064人、中学校第1学年2,042人)に占める割合。

(4) 教育と福祉の連携に関する調査

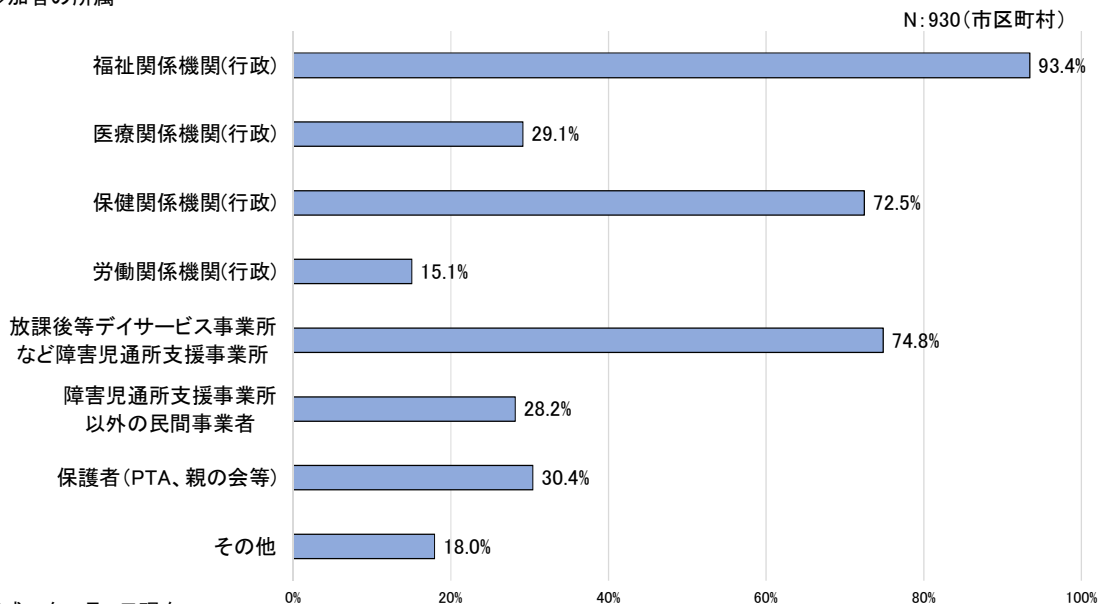
① 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置状況
ア 設置状況



※平成30年9月1日現在。

※圏内における共同設置等市区町村単独の開催でないもの及び教育委員会以外の関係機関(行政)主催のものを含む。

イ 参加者の所属

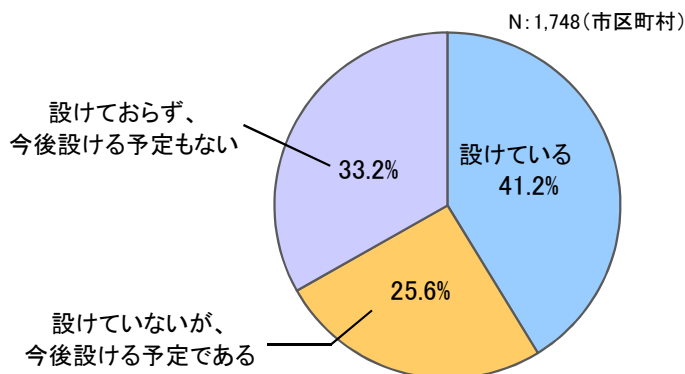


※平成30年9月1日現在。

※複数回答可。

※1,748市区町村のうち、教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」(圏内における共同設置等市区町村単独の開催でないもの及び教育委員会以外の関係機関(行政)主催のものを含む。)を設けていると回答した930市区町村の回答。

② 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度について周知する機会の提供状況

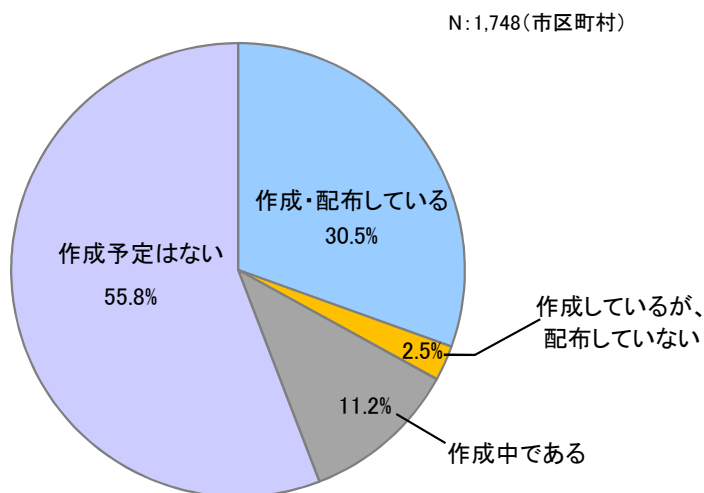


※平成30年9月1日現在。

※小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等の主項目でなくとも、福祉部局や障害児通所支援事業所等が障害のある子供に係る福祉制度や関連事業について説明する時間を設けているものを含む。

③ 障害のある子供に関する就学先決定を含む教育支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報や相談窓口が分かる保護者向けハンドブックの作成状況

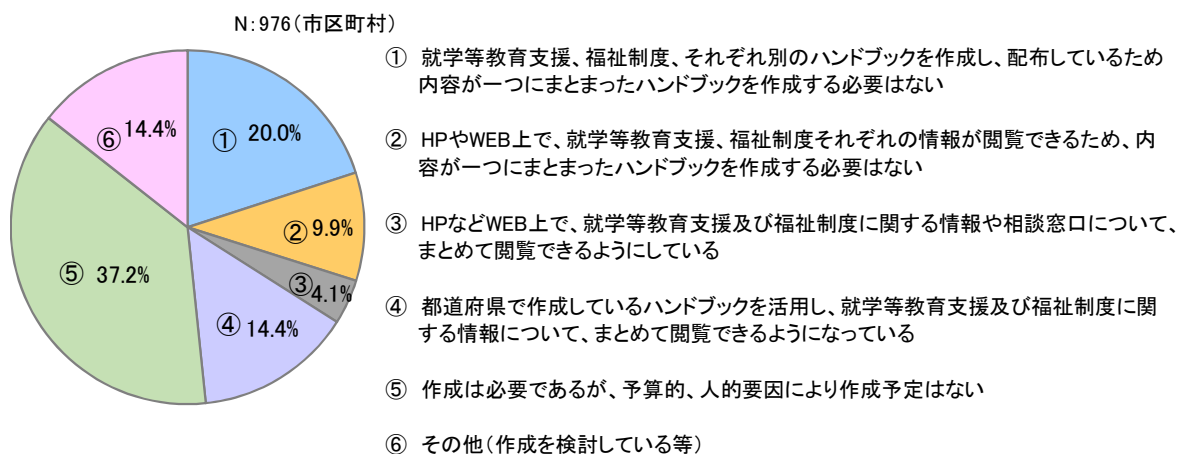
ア 作成状況



※平成30年9月1日現在

※本調査では、就学などの教育支援に関する内容と放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する内容が一つにまとまっている保護者向けハンドブックを調査対象とした。

イ 保護者向けハンドブックの作成予定がない理由の内訳



※平成30年9月1日現在

※1,748市区町村のうち、保護者向けハンドブックの作成予定はないと回答した976市区町村の回答。

※①及び②は、教育支援、福祉制度の各情報について、個別にまとめられており、それぞれで情報を探す必要がある状況のもの。
 ※③は、教育支援、福祉制度の内容がまとめて記載されている、あるいは、リンクがあるなど容易に双方の情報を入手できる状況のもの。

※④は、市区町村の情報も含めたハンドブックを都道府県が作成している場合。

平成 30 年度 通級による指導実施状況調査結果について

1 調査時点

平成 30 年 5 月 1 日現在

2 調査対象

国公立小学校、中学校及び高等学校

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※高等学校に通信制課程を含める。

3 調査項目

通級による指導を受けている児童生徒数

4 調査結果の主な概要

国公立の小・中・高等学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は 123,095 名である。

公立の小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒数は、前年度より 13,448 名増加している（平成 29 年度 108,946 名、平成 30 年度 122,394 名）。なお、障害種別では、言語障害で 1,142 名、自閉症で 4,335 名、情緒障害で 1,377 名、学習障害で 3,630 名、注意欠陥多動性障害（ADHD）で 3,052 名の増となっている。

※国私立学校は平成 30 年度より調査対象に含めているため前年度比較はできない。

5 調査結果

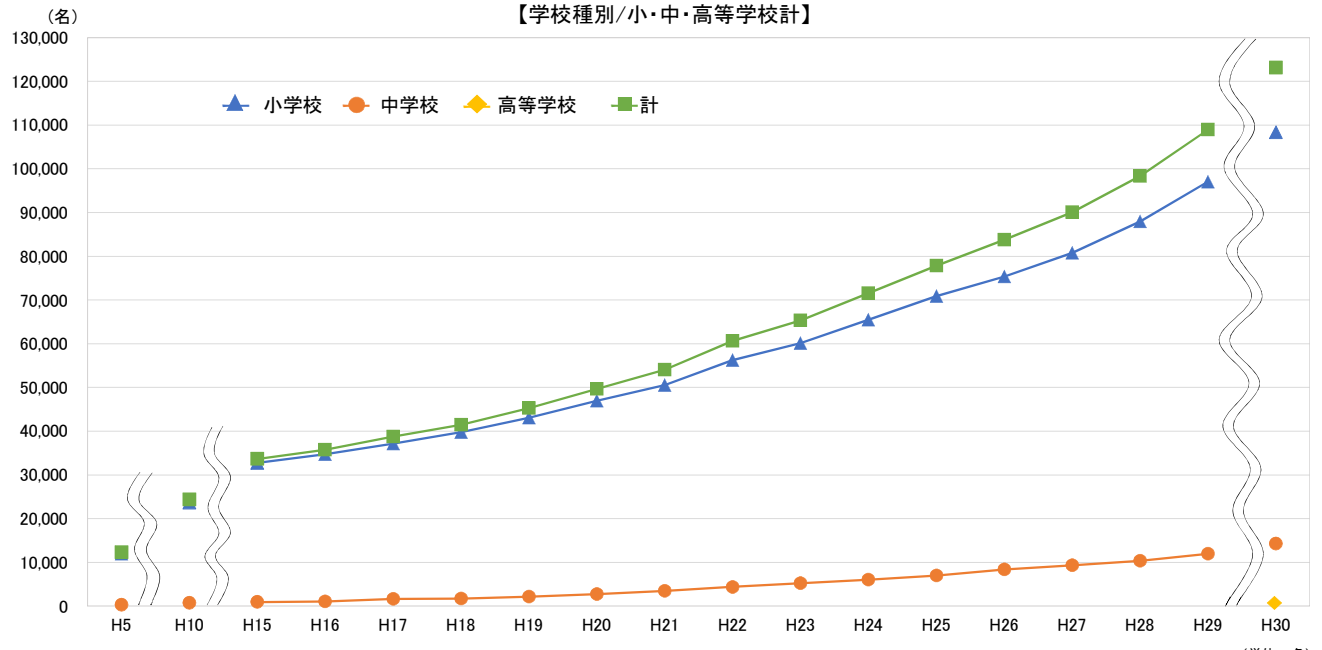
(1) 通級による指導を受けている児童生徒数

(単位：名)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱
小学校	国立	84	37	15	5	1	2	15	8	1	-
	公立	108,185	38,227	20,395	13,309	183	1,716	16,123	18,111	97	24
	私立	37	11	8	3	-	1	4	10	-	-
	計	108,306	38,275	20,418	13,317	184	1,719	16,142	18,129	98	24
中学校	国立	17	-	1	1	-	1	10	4	-	-
	公立	14,209	476	3,507	2,660	23	382	4,052	3,076	30	3
	私立	55	1	21	8	1	9	7	6	1	1
	計	14,281	477	3,529	2,669	24	392	4,069	3,086	31	4
高等学校	国立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	431	2	211	75	1	3	72	64	1	2
	私立	77	-	17	11	5	8	10	21	4	1
	計	508	2	228	86	6	11	82	85	5	3
計	国立	101	37	16	6	1	3	25	12	1	-
	公立	122,825	38,705	24,113	16,044	207	2,101	20,247	21,251	128	29
	私立	169	12	46	22	6	18	21	37	5	2
	計	123,095	38,754	24,175	16,072	214	2,122	20,293	21,300	134	31

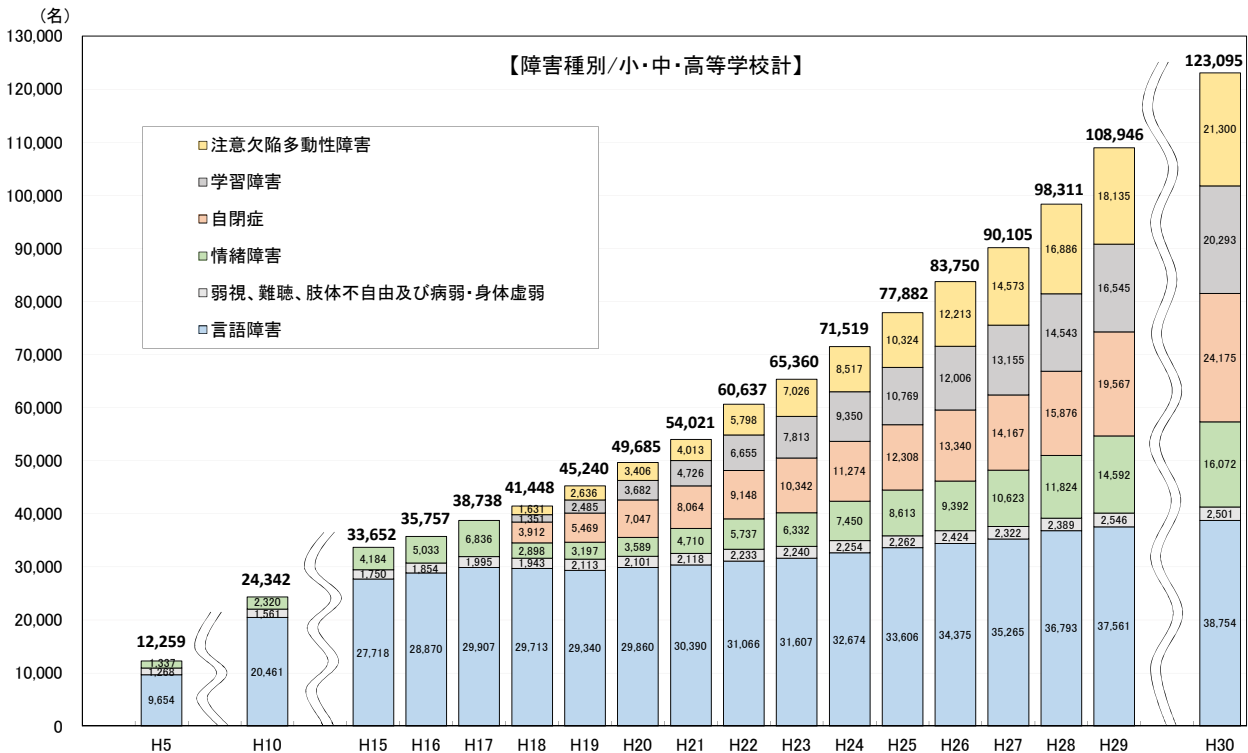
※障害種を分けずに通級による指導を実施している場合は、学校が主障害と判断した障害種に計上。

(2) 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281
高等学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	508
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095

※各年度5月1日現在。
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。



※各年度5月1日現在。
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

(3)公立のみ・都道府県別 通級による指導を受けている児童生徒数

①小学校

(平成30年5月1日 現在)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
01	北海道	5,176	3,047	401	560	9	48	820	289	-	2
02	青森県	632	305	29	18	-	2	127	151	-	-
03	岩手県	1,376	1,167	38	10	-	12	110	39	-	-
04	宮城県	2,819	1,261	208	65	1	6	899	376	-	3
05	秋田県	509	145	131	19	-	4	118	92	-	-
06	山形県	1,642	1,114	89	23	1	4	222	186	-	3
07	福島県	1,155	405	231	17	-	7	193	302	-	-
08	茨城県	1,221	383	27	347	7	29	307	121	-	-
09	栃木県	2,433	1,288	403	93	1	8	309	326	3	2
10	群馬県	2,823	1,508	372	338	-	33	246	326	-	-
11	埼玉県	3,530	1,753	415	649	-	124	145	444	-	-
12	千葉県	5,469	4,192	67	213	49	128	334	408	76	2
13	東京都	20,265	2,950	5,806	6,039	67	306	1,527	3,570	-	-
14	神奈川県	6,161	3,119	988	964	4	204	106	776	-	-
15	新潟県	2,356	1,168	366	47	1	81	241	452	-	-
16	富山県	1,858	198	249	112	-	1	1,084	211	2	1
17	石川県	1,003	304	176	20	5	38	333	127	-	-
18	福井県	574	67	120	59	1	10	191	124	-	2
19	山梨県	773	451	119	30	-	10	82	81	-	-
20	長野県	1,226	598	136	45	6	24	270	147	-	-
21	岐阜県	3,664	1,070	1,167	91	-	28	248	1,060	-	-
22	静岡県	2,585	1,137	744	3	-	37	253	403	8	-
23	愛知県	5,145	721	767	1,140	-	124	961	1,432	-	-
24	三重県	794	396	74	101	-	12	111	100	-	-
25	滋賀県	1,276	204	340	44	2	1	476	208	1	-
26	京都府	3,678	1,570	1,028	51	12	30	541	443	2	1
27	大阪府	3,932	621	812	342	-	64	1,374	719	-	-
28	兵庫県	2,162	361	467	112	-	94	608	520	-	-
29	奈良県	706	260	139	56	-	9	180	62	-	-
30	和歌山県	714	174	150	22	-	22	233	113	-	-
31	鳥取県	461	90	99	24	1	8	139	100	-	-
32	島根県	801	277	138	98	2	16	117	150	3	-
33	岡山県	2,048	749	1,033	121	-	11	28	106	-	-
34	広島県	1,950	673	653	116	4	3	107	392	1	1
35	山口県	1,903	790	352	81	3	5	331	336	-	5
36	徳島県	629	89	78	-	1	8	331	122	-	-
37	香川県	376	22	91	19	-	7	89	148	-	-
38	愛媛県	1,487	487	229	51	1	7	456	256	-	-
39	高知県	140	90	-	-	-	-	19	31	-	-
40	福岡県	2,985	664	707	410	4	48	490	662	-	-
41	佐賀県	956	282	193	20	-	5	192	262	1	1
42	長崎県	1,968	386	238	135	-	29	274	906	-	-
43	熊本県	1,145	280	141	120	-	9	276	318	-	1
44	大分県	394	74	24	24	-	11	149	112	-	-
45	宮崎県	975	356	89	144	1	17	157	211	-	-
46	鹿児島県	1,233	661	104	201	-	27	84	156	-	-
47	沖縄県	1,077	320	167	115	-	5	235	235	-	-
合計		108,185	38,227	20,395	13,309	183	1,716	16,123	18,111	97	24

平成29年度	96,996	37,134	16,737	12,308	176	1,750	13,351	15,420	100	20
--------	--------	--------	--------	--------	-----	-------	--------	--------	-----	----

(3)公立のみ・都道府県別 通級による指導を受けている児童生徒数

②中学校

(平成30年5月1日 現在)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
01	北海道	431	91	21	89	5	23	189	13	-	-
02	青森県	102	4	13	-	-	-	41	44	-	-
03	岩手県	69	-	13	-	-	3	38	15	-	-
04	宮城県	178	-	26	10	-	-	110	31	1	-
05	秋田県	67	3	9	5	-	-	32	18	-	-
06	山形県	133	-	19	16	-	1	57	39	1	-
07	福島県	131	10	23	-	-	-	45	53	-	-
08	茨城県	96	-	5	40	-	5	29	17	-	-
09	栃木県	163	1	54	31	-	-	52	24	-	1
10	群馬県	229	1	60	24	-	10	58	76	-	-
11	埼玉県	393	16	77	132	-	22	62	84	-	-
12	千葉県	378	4	11	124	3	40	91	81	22	2
13	東京都	2,943	-	849	1,225	3	84	292	490	-	-
14	神奈川県	831	61	200	165	5	54	74	272	-	-
15	新潟県	223	18	52	26	-	23	50	54	-	-
16	富山県	217	1	21	2	-	-	183	10	-	-
17	石川県	70	18	11	2	-	4	25	10	-	-
18	福井県	179	6	34	15	-	1	91	32	-	-
19	山梨県	66	6	18	15	-	5	10	12	-	-
20	長野県	87	-	26	13	2	1	35	10	-	-
21	岐阜県	347	3	124	4	-	-	135	81	-	-
22	静岡県	232	-	119	1	-	12	48	49	3	-
23	愛知県	697	1	162	199	-	37	144	154	-	-
24	三重県	85	12	20	17	-	-	19	17	-	-
25	滋賀県	205	7	92	13	1	-	61	31	-	-
26	京都府	707	64	240	9	1	4	274	115	-	-
27	大阪府	686	17	210	84	-	20	224	131	-	-
28	兵庫県	794	9	220	62	-	9	298	196	-	-
29	奈良県	73	7	9	-	-	-	49	8	-	-
30	和歌山県	59	1	16	-	-	-	33	9	-	-
31	鳥取県	104	2	30	9	-	-	37	26	-	-
32	島根県	325	26	75	43	-	-	100	80	1	-
33	岡山県	110	-	94	7	-	-	2	7	-	-
34	広島県	170	1	95	1	-	-	18	55	-	-
35	山口県	349	11	72	31	1	1	152	80	1	-
36	徳島県	31	-	4	-	-	1	26	-	-	-
37	香川県	29	-	2	2	-	-	10	15	-	-
38	愛媛県	310	1	56	6	-	-	211	35	1	-
39	高知県	19	-	-	-	-	-	8	11	-	-
40	福岡県	561	66	138	107	2	5	125	118	-	-
41	佐賀県	150	1	42	4	-	-	70	33	-	-
42	長崎県	396	4	35	17	-	1	92	247	-	-
43	熊本県	208	-	32	33	-	3	78	62	-	-
44	大分県	74	-	3	15	-	6	37	13	-	-
45	宮崎県	132	3	22	24	-	6	53	24	-	-
46	鹿児島県	43	-	3	2	-	1	26	11	-	-
47	沖縄県	327	-	50	36	-	-	158	83	-	-
合計		14,209	476	3,507	2,660	23	382	4,052	3,076	30	3
平成29年度		11,950	427	2,830	2,284	21	446	3,194	2,715	24	9

(3)公立のみ・都道府県別 通級による指導を受けている児童生徒数

③高等学校

(平成30年5月1日 現在)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
01	北海道	13	-	-	-	-	-	12	-	1	-
02	青森県	7	-	6	-	-	-	-	1	-	-
03	岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
04	宮城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
05	秋田県	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-
06	山形県	3	-	2	-	-	-	-	1	-	-
07	福島県	3	-	1	-	-	-	2	-	-	-
08	茨城県	6	-	3	1	-	-	1	1	-	-
09	栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	埼玉県	25	-	13	7	-	-	5	-	-	-
12	千葉県	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
13	東京都	13	1	4	5	-	-	1	2	-	-
14	神奈川県	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-
15	新潟県	42	-	18	17	-	-	1	6	-	-
16	富山県	4	-	2	-	-	-	1	1	-	-
17	石川県	3	-	2	-	-	-	1	-	-	-
18	福井県	12	-	8	3	-	-	1	-	-	-
19	山梨県	8	-	3	3	-	2	-	-	-	-
20	長野県	8	-	6	-	-	-	2	-	-	-
21	岐阜県	9	-	6	1	-	-	2	-	-	-
22	静岡県	37	1	16	11	1	1	2	3	-	2
23	愛知県	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-
24	三重県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	滋賀県	3	-	2	1	-	-	-	-	-	-
26	京都府	12	-	10	-	-	-	2	-	-	-
27	大阪府	6	-	4	1	-	-	-	1	-	-
28	兵庫県	18	-	7	1	-	-	6	4	-	-
29	奈良県	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-
30	和歌山県	5	-	4	-	-	-	1	-	-	-
31	鳥取県	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-
32	島根県	10	-	3	-	-	-	2	5	-	-
33	岡山県	21	-	12	2	-	-	4	3	-	-
34	広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	山口県	4	-	3	-	-	-	-	1	-	-
36	徳島県	10	-	3	3	-	-	1	3	-	-
37	香川県	4	-	1	1	-	-	2	-	-	-
38	愛媛県	8	-	2	1	-	-	3	2	-	-
39	高知県	10	-	-	-	-	-	1	9	-	-
40	福岡県	24	-	1	13	-	-	1	9	-	-
41	佐賀県	14	-	11	-	-	-	1	2	-	-
42	長崎県	31	-	25	-	-	-	2	4	-	-
43	熊本県	17	-	11	1	-	-	2	3	-	-
44	大分県	7	-	4	1	-	-	-	2	-	-
45	宮崎県	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
46	鹿児島県	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-
47	沖縄県	13	-	-	1	-	-	12	-	-	-
	合計	431	2	211	75	1	3	72	64	1	2

(3)公立のみ・都道府県別 通級による指導を受けている児童生徒数

④小・中・高等学校計

(平成30年5月1日 現在)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
01	北海道	5,620	3,138	422	649	14	71	1,021	302	1	2
02	青森県	741	309	48	18	-	2	168	196	-	-
03	岩手県	1,445	1,167	51	10	-	15	148	54	-	-
04	宮城県	2,997	1,261	234	75	1	6	1,009	407	1	3
05	秋田県	580	148	144	24	-	4	150	110	-	-
06	山形県	1,778	1,114	110	39	1	5	279	226	1	3
07	福島県	1,289	415	255	17	-	7	240	355	-	-
08	茨城県	1,323	383	35	388	7	34	337	139	-	-
09	栃木県	2,596	1,289	457	124	1	8	361	350	3	3
10	群馬県	3,052	1,509	432	362	-	43	304	402	-	-
11	埼玉県	3,948	1,769	505	788	-	146	212	528	-	-
12	千葉県	5,848	4,196	79	337	52	168	425	489	98	4
13	東京都	23,221	2,951	6,659	7,269	70	390	1,820	4,062	-	-
14	神奈川県	6,996	3,180	1,192	1,129	9	258	180	1,048	-	-
15	新潟県	2,621	1,186	436	90	1	104	292	512	-	-
16	富山県	2,079	199	272	114	-	1	1,268	222	2	1
17	石川県	1,076	322	189	22	5	42	359	137	-	-
18	福井県	765	73	162	77	1	11	283	156	-	2
19	山梨県	847	457	140	48	-	17	92	93	-	-
20	長野県	1,321	598	168	58	8	25	307	157	-	-
21	岐阜県	4,020	1,073	1,297	96	-	28	385	1,141	-	-
22	静岡県	2,854	1,138	879	15	1	50	303	455	11	2
23	愛知県	5,844	722	929	1,339	-	161	1,106	1,587	-	-
24	三重県	879	408	94	118	-	12	130	117	-	-
25	滋賀県	1,484	211	434	58	3	1	537	239	1	-
26	京都府	4,397	1,634	1,278	60	13	34	817	558	2	1
27	大阪府	4,624	638	1,026	427	-	84	1,598	851	-	-
28	兵庫県	2,974	370	694	175	-	103	912	720	-	-
29	奈良県	782	267	151	56	-	9	229	70	-	-
30	和歌山県	778	175	170	22	-	22	267	122	-	-
31	鳥取県	569	92	133	33	1	8	176	126	-	-
32	島根県	1,136	303	216	141	2	16	219	235	4	-
33	岡山県	2,179	749	1,139	130	-	11	34	116	-	-
34	広島県	2,120	674	748	117	4	3	125	447	1	1
35	山口県	2,256	801	427	112	4	6	483	417	1	5
36	徳島県	670	89	85	3	1	9	358	125	-	-
37	香川県	409	22	94	22	-	7	101	163	-	-
38	愛媛県	1,805	488	287	58	1	7	670	293	1	-
39	高知県	169	90	-	-	-	-	28	51	-	-
40	福岡県	3,570	730	846	530	6	53	616	789	-	-
41	佐賀県	1,120	283	246	24	-	5	263	297	1	1
42	長崎県	2,395	390	298	152	-	30	368	1,157	-	-
43	熊本県	1,370	280	184	154	-	12	356	383	-	1
44	大分県	475	74	31	40	-	17	186	127	-	-
45	宮崎県	1,108	359	111	169	1	23	210	235	-	-
46	鹿児島県	1,278	661	109	203	-	28	110	167	-	-
47	沖縄県	1,417	320	217	152	-	5	405	318	-	-
	合計	122,825	38,705	24,113	16,044	207	2,101	20,247	21,251	128	29

【参考】公立小・中学校計

平成30年度	122,394	38,703	23,902	15,969	206	2,098	20,175	21,187	127	27
平成29年度	108,946	37,561	19,567	14,592	197	2,196	16,545	18,135	124	29

平成 30 年度 病気療養児に関する調査結果について

1 調査の概要

(1) 病気療養児に対する支援の状況

調査対象：国公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※特別支援学校の分校は本校に含める。

※高等学校の通信制課程は調査対象に含まない。

調査対象期間：平成 29 年度

(2) 教育委員会における病気療養児に対する支援体制及び支援基準

調査対象：都道府県・市区町村教育委員会

調査対象期間：平成 30 年 9 月 1 日現在

2 調査結果の主な概要

国公立の小・中・高等学校及び特別支援学校において、平成 29 年度に在籍していた病気療養児の人数は 7,994 名であり、そのうち、転学・退学等となった人数は 2,645 名である。

国公立の全学校種計では、平成 29 年度に病気療養児が在籍していた学校の約 9 割が病気療養児に対する学習指導や学習支援、相談等の支援を実施している。一方、病気療養児に対する学習指導や学習支援等を行わなかった学校にその理由を尋ねると、本人・保護者等からの申出があったことによるものが 72.0%、学校・行政における支援体制が整わなかったものが 30.8%である（複数回答可）。

病気療養児に対して学校が行った主な支援内容は、在籍校による心理的な不安、悩みなどの相談支援が 67.9%であり最も多い。続いて、課題のプリントを提出してもらい、添削して返すなどの学習支援が 53.2%、対面での授業が 38.4%である。ICT機器を活用した遠隔での授業は 1.9%であり、遠隔での学習支援は 1.7%である。

また、平成 29 年度に病気療養児が在籍していた学校の 84.8%が、病気療養児に対する支援について特別支援学校や医療機関等の関係機関と連携している。

【参考】

本調査における病気療養児とは、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、年間延べ 30 日以上欠席（教員が病院や自宅等を訪問するなどして対面で、あるいは、ICT機器を活用して遠隔で授業を行っているため、欠席にはなっていないものの、在籍する学級に通学できていない日数を含む。）という状況を一つの参考としつつ、各学校又は教育委員会が病気療養児に該当すると判断した児童生徒。ただし、訪問教育学級（訪問教育を受けている児童生徒のみで編成されている学級）に在籍する児童生徒は除く。

3 調査結果

(1) 病気療養児に対する支援の状況

① 平成29年度に在籍していた病気療養児の人数

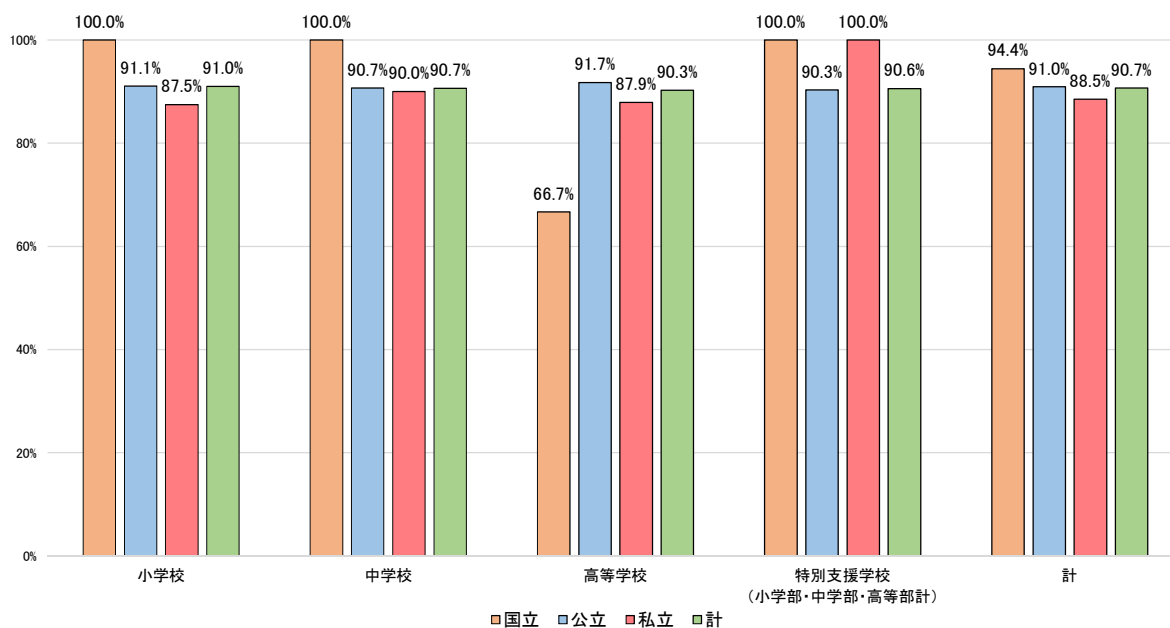
(延べ人数)

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 (小・中・高等部計)	計
国立	病気療養児の人数	4	6	6	6	22
	うち転学・退学等となった人数	2	2	4	0	8
公立	病気療養児の人数	1,642	1,376	882	2,986	6,886
	うち転学・退学等となった人数	846	549	160	868	2,423
私立	病気療養児の人数	35	245	804	2	1,086
	うち転学・退学等となった人数	16	32	165	1	214
計	病気療養児の人数	1,681	1,627	1,692	2,994	7,994
	うち転学・退学等となった人数	864	583	329	869	2,645

※病気療養児の人数には、年度途中で転学等で学籍が異動した場合も含む。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

② 病気療養児に対して、学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校



※平成29年度に病気療養児が在籍していた学校における回答。

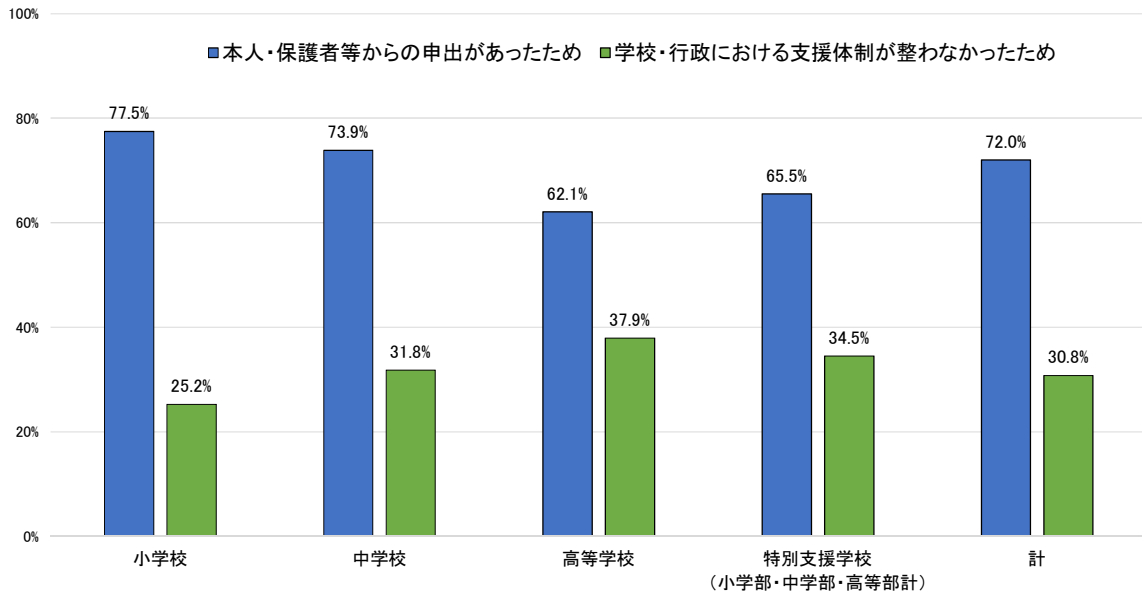
※平成29年度に在籍していた全ての病気療養児に対して学習指導等を実施していても、一部の病気療養児に対して学習指導等を実施した場合は計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

(参考) 平成29年度に病気療養児が在籍していた学校数

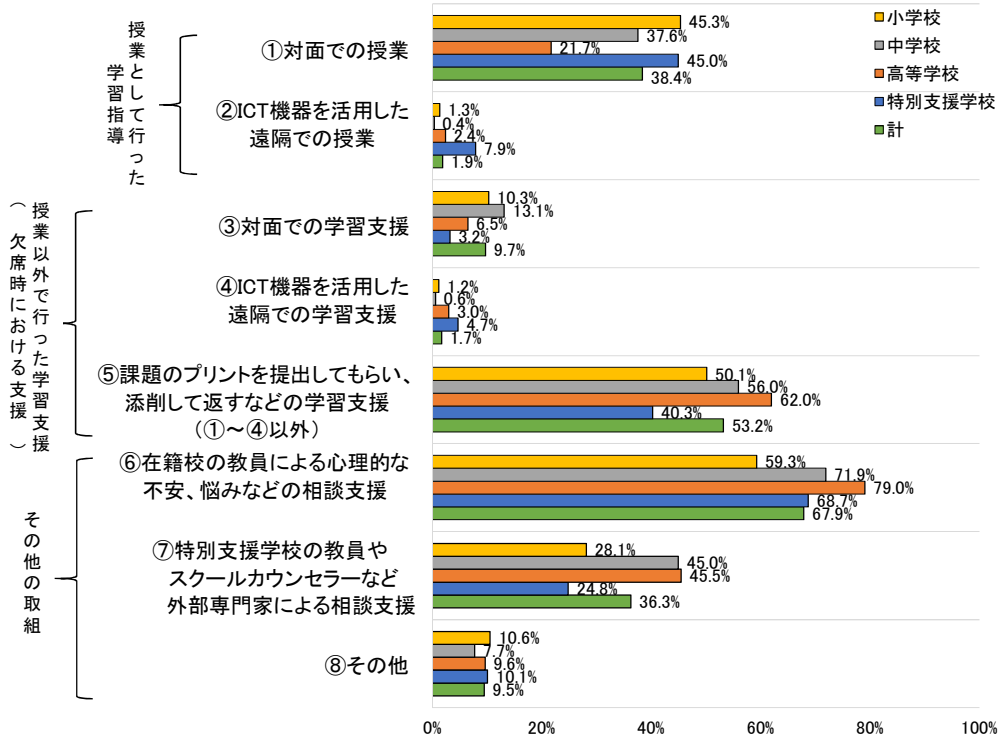
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 (小・中・高等部計)
国立	4	5	3	6
公立	1,210	847	387	299
私立	24	90	207	2
計	1,238	942	597	307

③ 病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行わなかった理由(国公立計)



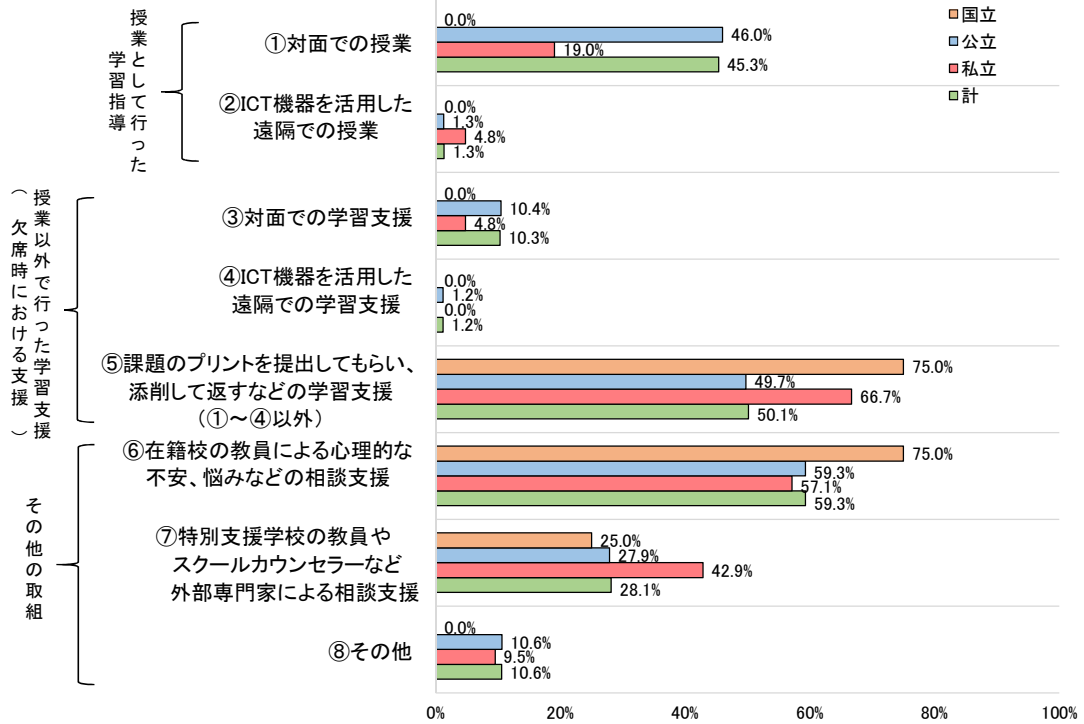
※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して、学習指導や学習支援、相談等の支援を行わなかった学校における回答。複数回答可。
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

④ 病気療養児に対する具体的な支援内容
ア 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(国公立計)



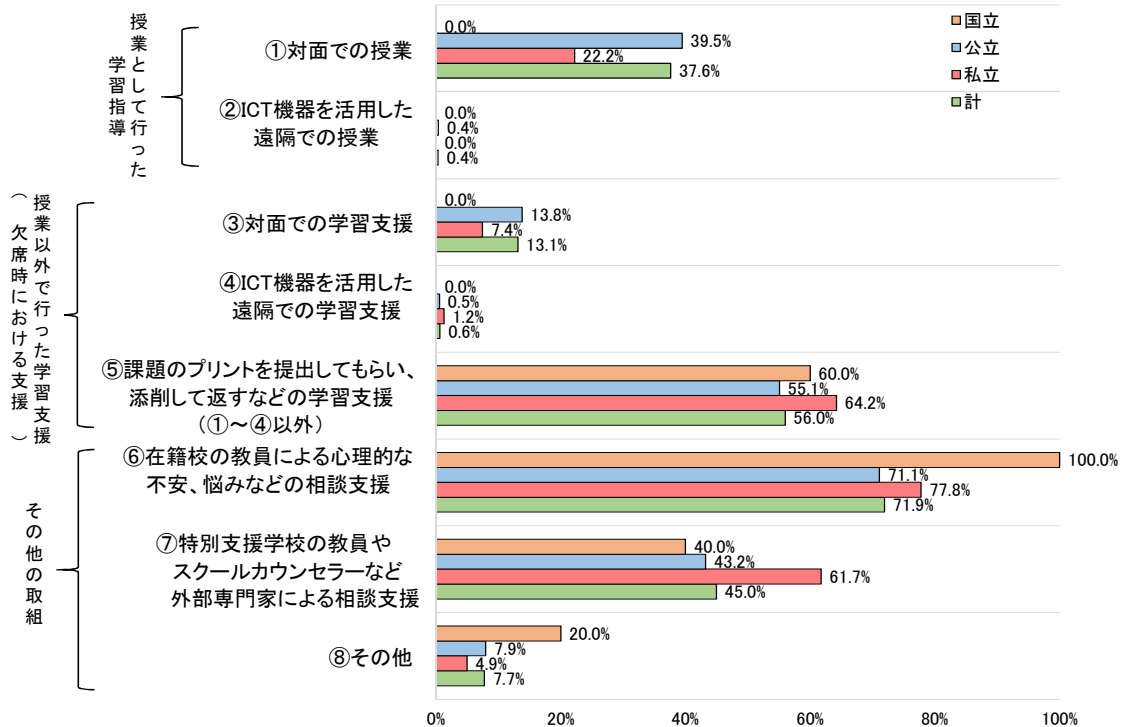
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
※①は在籍校の教員が病院・自宅等を訪問して実施する授業、病院内等に設置された在籍校の特別支援学級(又は分教室)での授業、在籍校以外(特別支援学校等)の教員が通級による指導として病院・自宅等に出向いて実施する授業等。
※③は学習支援員やボランティアによる学習支援等。

イ 小学校



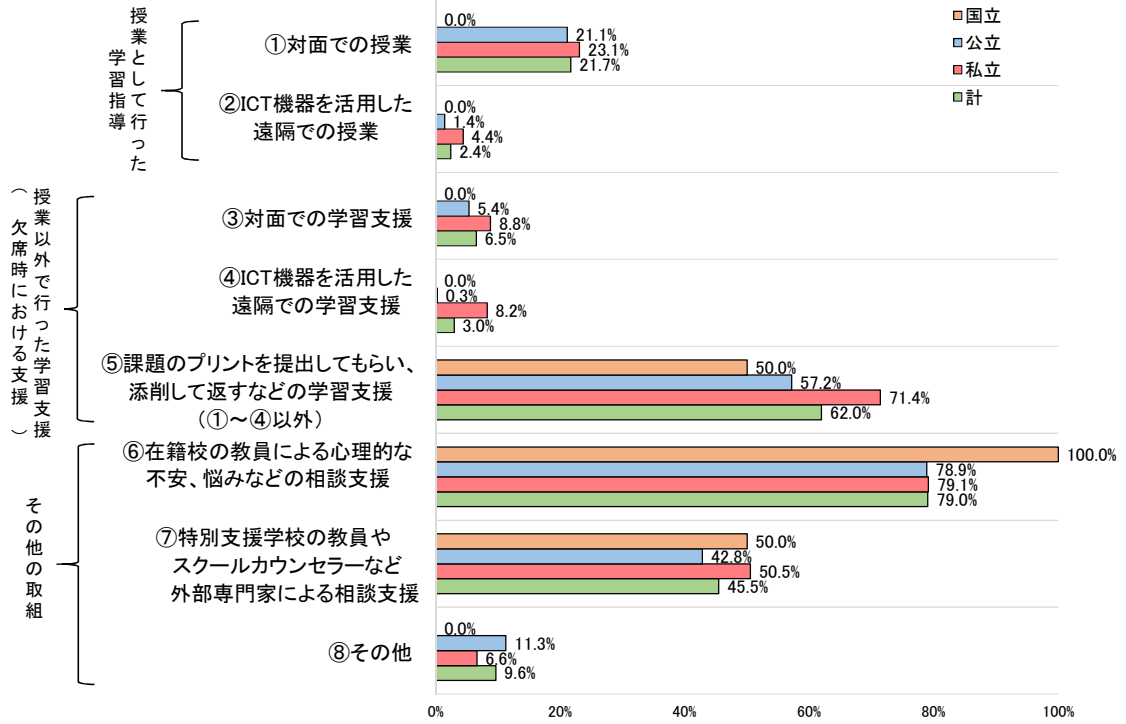
※小学校には義務教育学校前期課程を含める。
 ※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
 ※①は在籍校の教員が病院・自宅等を訪問して実施する授業、病院内等に設置された在籍校の特別支援学級(又は分教室)での授業、在籍校以外(特別支援学校等)の教員が通級による指導として病院・自宅等に向いて実施する授業等。
 ※③は学習支援員やボランティアによる学習支援等。

ウ 中学校



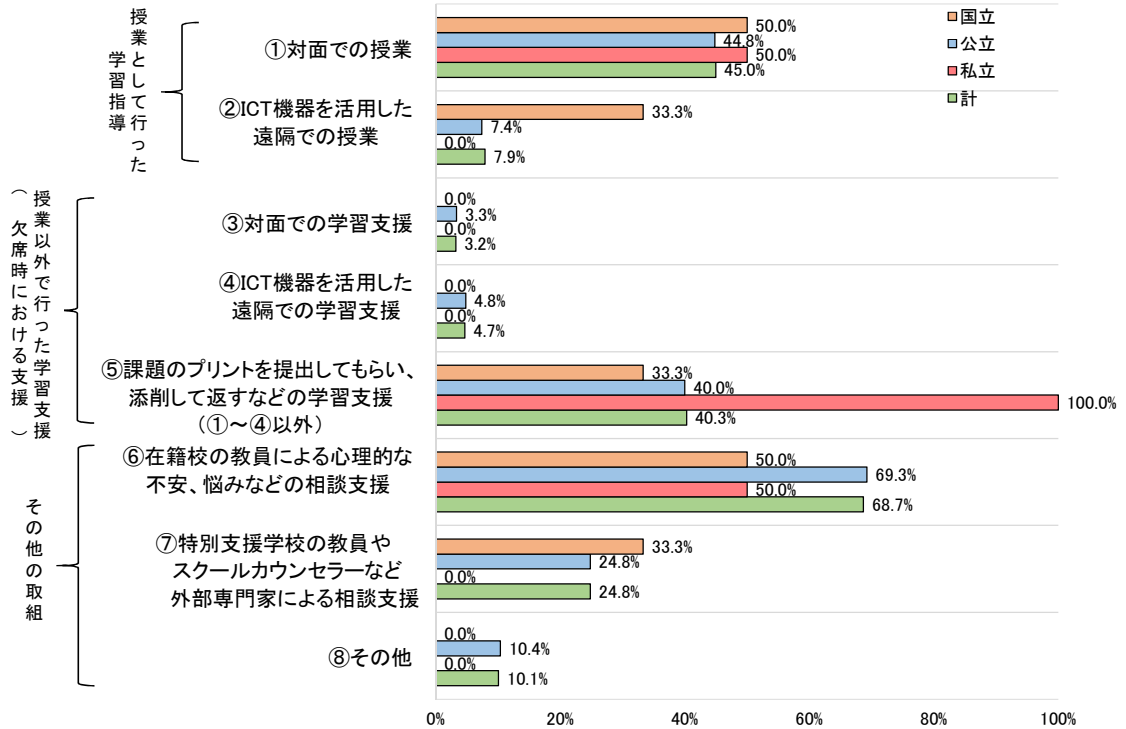
※中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含める。
 ※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
 ※①は在籍校の教員が病院・自宅等を訪問して実施する授業、病院内等に設置された在籍校の特別支援学級(又は分教室)での授業、在籍校以外(特別支援学校等)の教員が通級による指導として病院・自宅等に向いて実施する授業等。
 ※③は学習支援員やボランティアによる学習支援等。

エ 高等学校



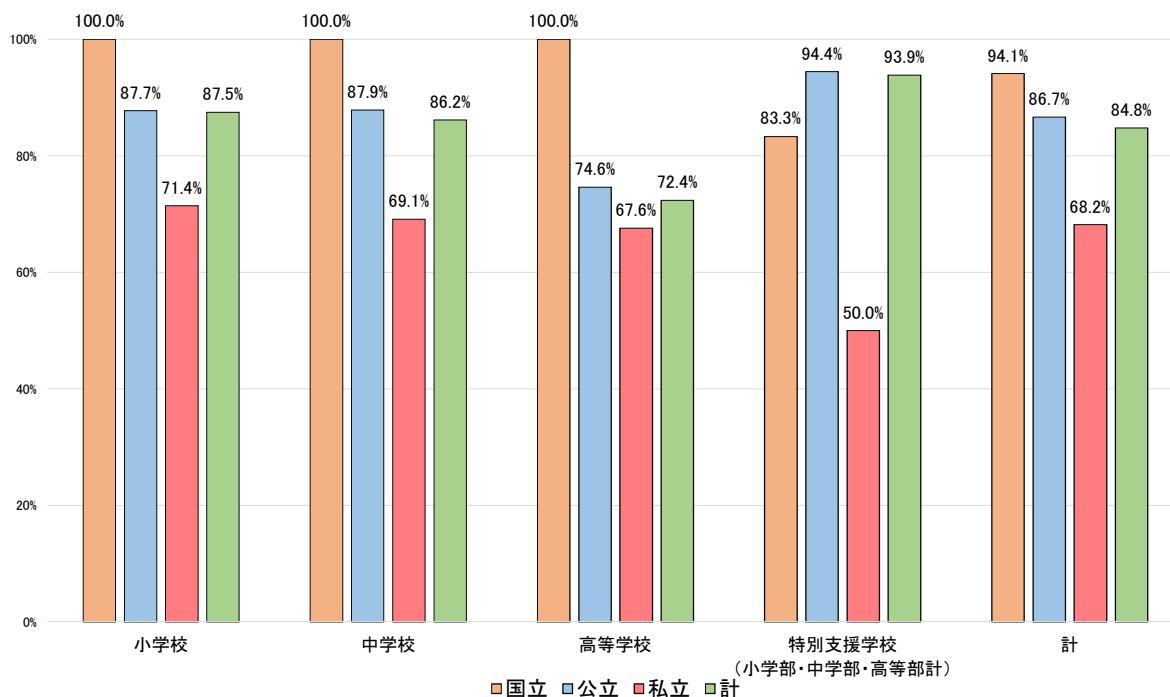
※高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
 ※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
 ※①は在籍校の教員が病院・自宅等を訪問して実施する授業、病院内等に設置された在籍校の特別支援学級(又は分教室)での授業、在籍校以外(特別支援学校等)の教員が通級による指導として病院・自宅等に向向して実施する授業等。
 ※③は学習支援員やボランティアによる学習支援等。

オ 特別支援学校(小学部・中学部・高等部計)



※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
 ※①は在籍校の教員が病院・自宅等を訪問して実施する授業、病院内等に設置された在籍校の特別支援学級(又は分教室)での授業、在籍校以外(特別支援学校等)の教員が通級による指導として病院・自宅等に向向して実施する授業等。
 ※③は学習支援員やボランティアによる学習支援等。

⑤ 病気療養児に対する支援について、特別支援学校や医療機関等の関係機関と連携を図った学校



※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
 ※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。

(2) 教育委員会における病気療養児に対する支援体制及び支援基準

【具体的な支援体制例】

- ・ 病院内に特別支援学級を設置し、学習支援等を実施
- ・ 病気療養児の支援を実施する特別支援学校を複数校指定し、状況に応じた教育相談や遠隔教育実施のためのICT機器を学校に貸し出す等の支援を実施
- ・ 教育委員会で所有している教材、車いす等の器具など学校生活や学習の支援に必要な物品を貸出し
- ・ 教育委員会で所有しているICT機器を学校に貸し出し、遠隔教育の実施を支援
- ・ 介助員・学習支援員を配置
- ・ 病気療養児の教育に関する相談窓口を設置
- ・ 特別支援学校への転学手続等について相談・助言を実施
- ・ 学校、医療機関等へ病気療養児への学習支援等の理解・協力を求める取組を実施
- ・ 医療機関と学校との連携のため、教育委員会が調整を実施
- ・ 在籍校、医療機関及び特別支援学校が連携し、ICT機器を活用した遠隔教育やケース会議を実施
- ・ 保護者や医療機関との連携を密にし、緊急時対応マニュアルを作成

【具体的な支援基準例】

- ・ おおむね1か月以上の入院加療期間が見込まれる場合、特別支援学校に転籍した上で支援を実施する
- ・ 所定の医療機関に入院(1か月)しており、医師が学習支援を実施可能であると判断した場合に支援を実施する
- ・ 2週間以上の入院加療を要する児童生徒について、主治医から学習の許可が下りた場合は特別支援学級(病弱者及び身体虚弱者)を設置することができ、入院加療期間が2週間未満の場合は通級による指導の対象とする
- ・ 欠席日数等の基準は設けていないが、個別に作成された医療関係のマニュアルを踏まえて支援を実施する
- ・ 入院期間の基準は設けていないが、主治医の許可を得た場合、支援対象とする

平成30年度公立学校等における医療的ケアに関する調査について（概要）

＜調査概要＞

調査対象：公立の特別支援学校（専攻科を除く。）

公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園

公立の小学校（義務教育学校前期課程を含む。）

公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。）

公立の高等学校（中等教育学校後期課程を含む。通信制を除く。）

調査時点：平成30年5月1日

○ 公立学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数 9,693人

学校の種類		通学 ①	訪問教育 ②	計 (①+②)	学校の種類	通常学級 ③	特別支援 学級④	計 (③+④)
特別 支援 学校	幼稚部	39	0	39	幼稚園等	142	0	142
	小学部	3,120	1,079	4,199	小学校	280	566	846
	中学部	1,594	552	2,146	中学校	31	97	128
	高等部	1,583	600	2,183	高等学校	10	0	10
計		6,336	2,231	8,567	計	463	663	1,126

○ 医療的ケアを行うために配置されている看護師の数 2,881人

	特別支援学校	特別支援学校以外
看護師の数	2,042	839

○ 公立学校等において受けている医療的ケア項目

以下の順で学校等において受けている医療的ケア項目が多くなっている。

	特別支援学校	特別支援学校以外
1	口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前まで)	導尿(自己導尿を除く。)
2	経管栄養(胃ろう)	気管切開部(気管カニューレ内)からの吸引
3	気管切開部の衛生管理	経管栄養(胃ろう)

○ 特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な幼児児童生徒のうち、何らかの理由で学校生活において保護者が付き添っている数 460人(8.1%)

(主な理由)

- ・看護師は常勤しているが、学校等の要請により保護者が付添いをしている。
- ・体調が安定せず登校日数が少ないため、看護師等による医療的ケアの実施に至っていない。など

【参考】前回(平成28年5月1日時点)の調査結果 826人(15.4%)

出典：公立特別支援学校における医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学校生活及び登下校における保護者等の付添いに関する実態調査

今後の対応

- 学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な幼児児童生徒が増加傾向にあることから、今後も状況を把握しつつ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による看護師配置等を引き続き支援する。

平成30年度公立学校等における医療的ケアに関する調査について

1. 調査の目的

通学生にあっては学校等内、訪問教育生にあっては訪問教育先において、日常的に経管栄養やたんの吸引等の医療的ケア（本人が行う行為は除く。）を受けている幼児児童生徒の数等を把握する。

2. 調査対象

公立の特別支援学校（専攻科を除く。）

公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園

公立の小学校（義務教育学校前期課程を含む。）

公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。）

公立の高等学校（中等教育学校後期課程を含む。通信制を除く。）

3. 調査時点

平成30年5月1日

4. 調査結果

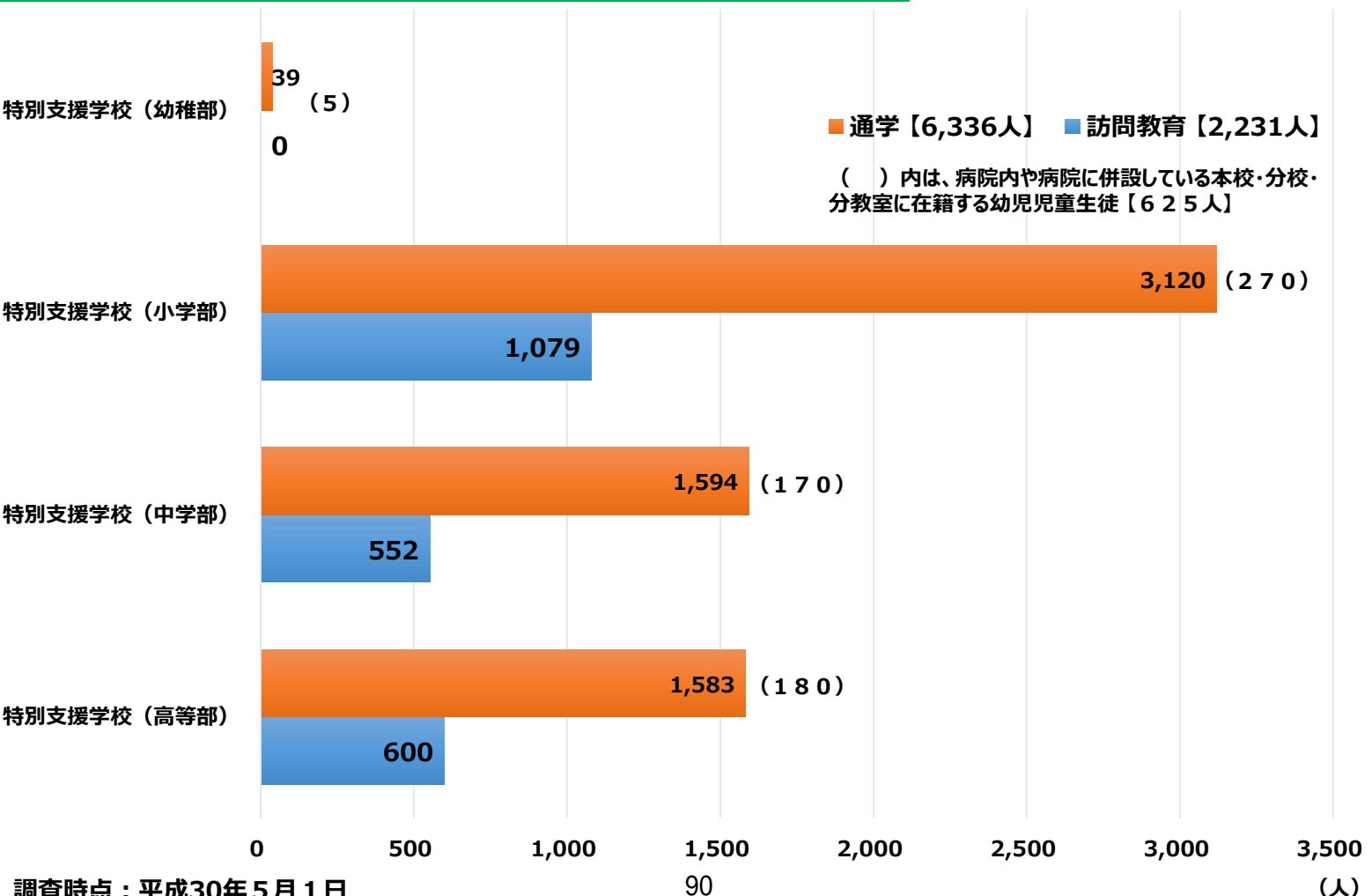
- ①特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
- ②特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の医療的ケア項目の状況
- ③特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒等の数の推移
- ④特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の付添いの状況
- ⑤幼稚園、小・中・高等学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
- ⑥幼稚園、小・中・高等学校等に在籍する幼児児童生徒の医療的ケア項目の状況
- ⑦小・中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒等の数の推移

5. 参考資料

- ①特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数（都道府県別）
- ②特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の付添いの状況（都道府県別）
- ③幼稚園、小・中・高等学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数（都道府県別）

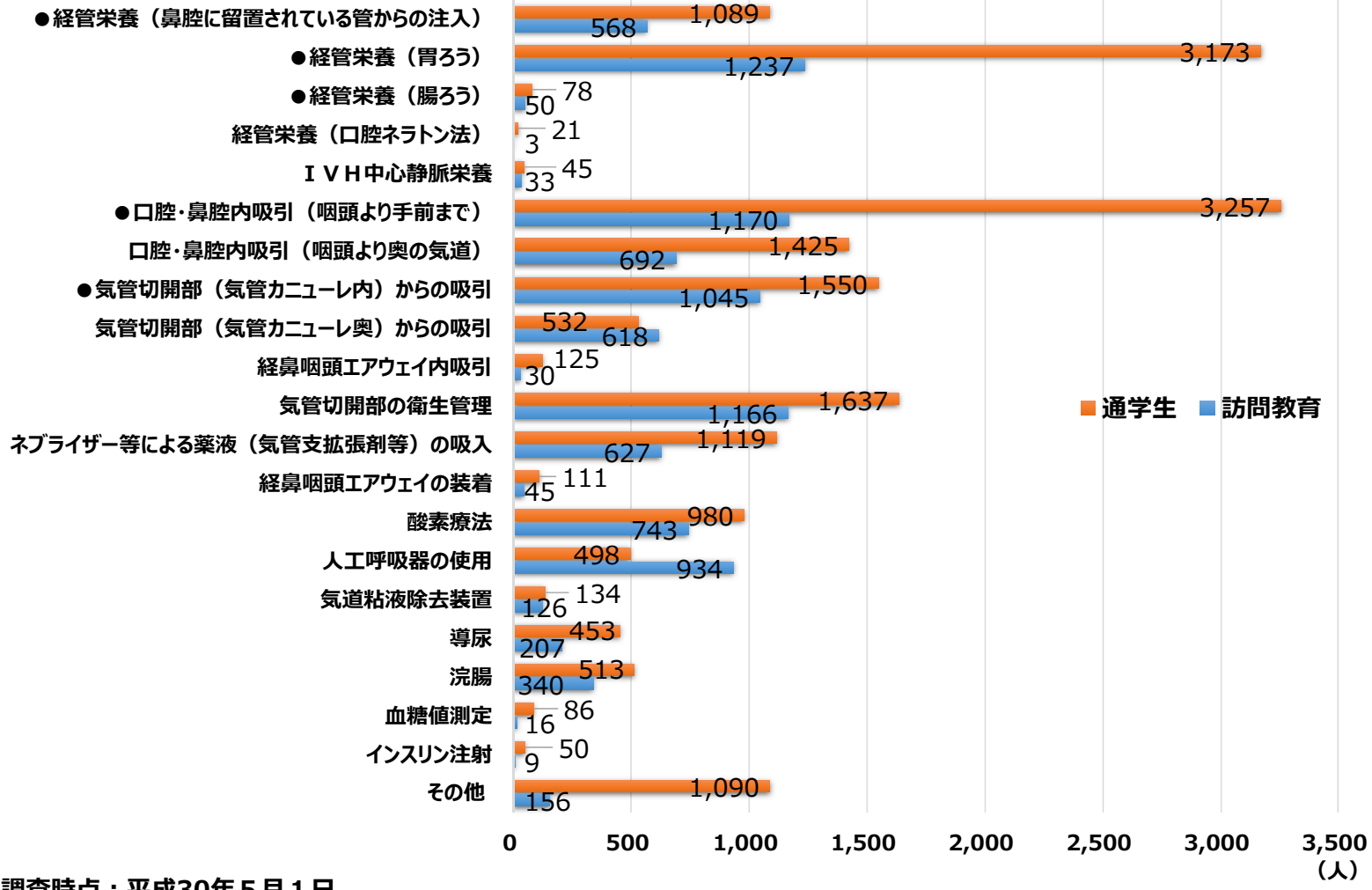
①特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数

N=8,567人



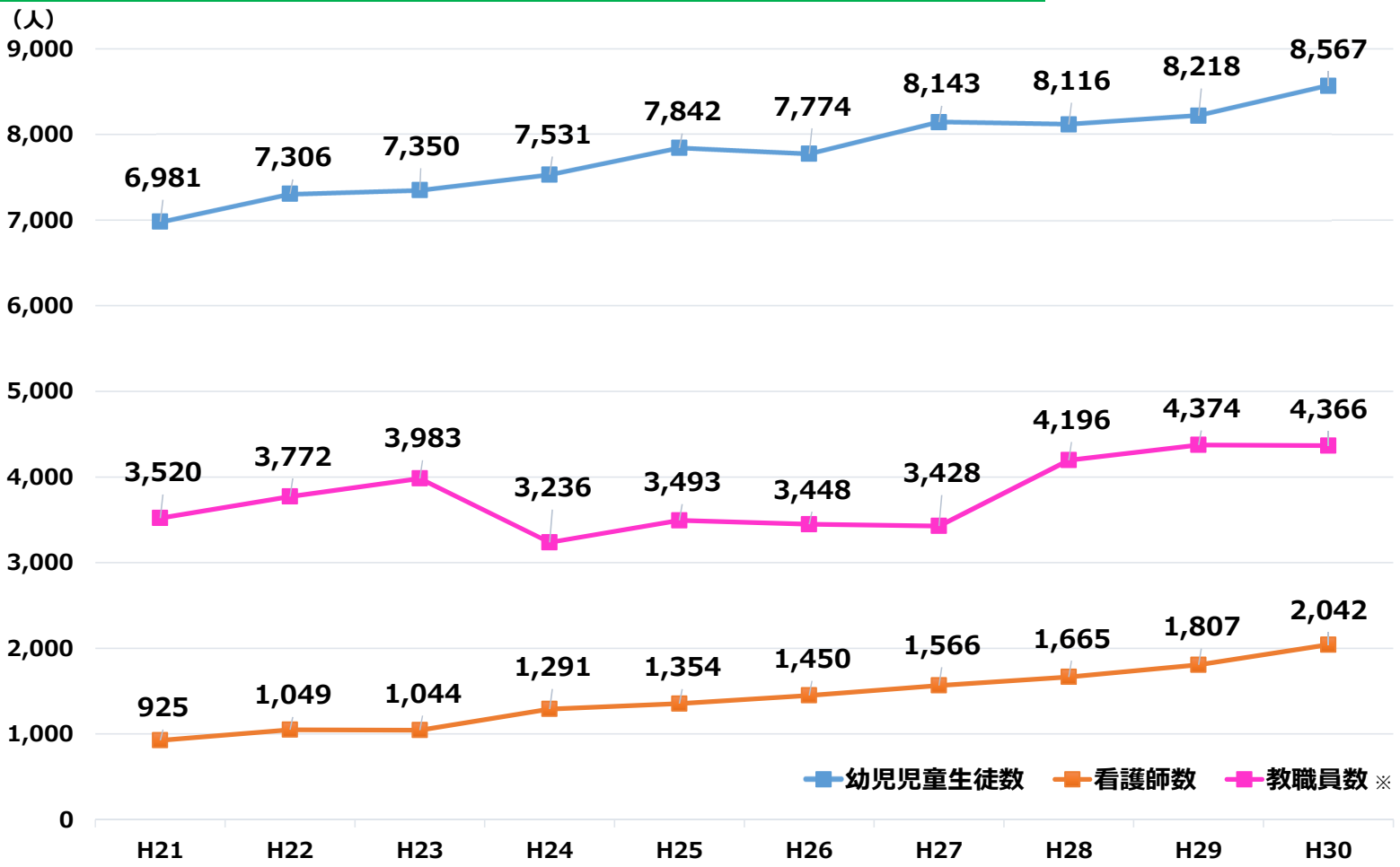
②特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の医療的ケア項目の状況

【複数回答あり】



調査時点：平成30年5月1日

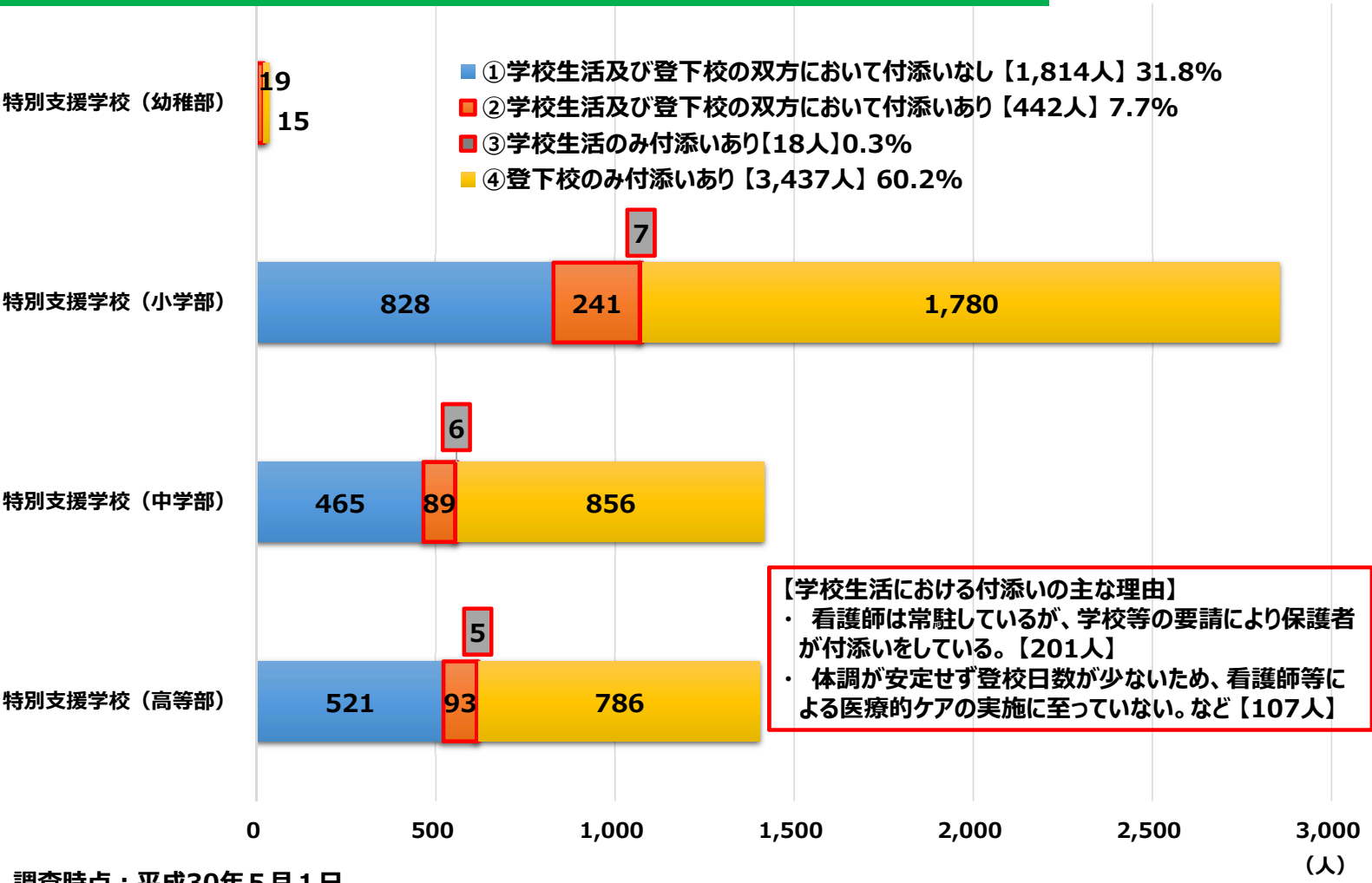
③特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒等の数の推移



※一定の研修を修了し、たんの吸引等の業務認定を受け、業務に従事している教職員

④ 特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の付添いの状況

N=5,711人

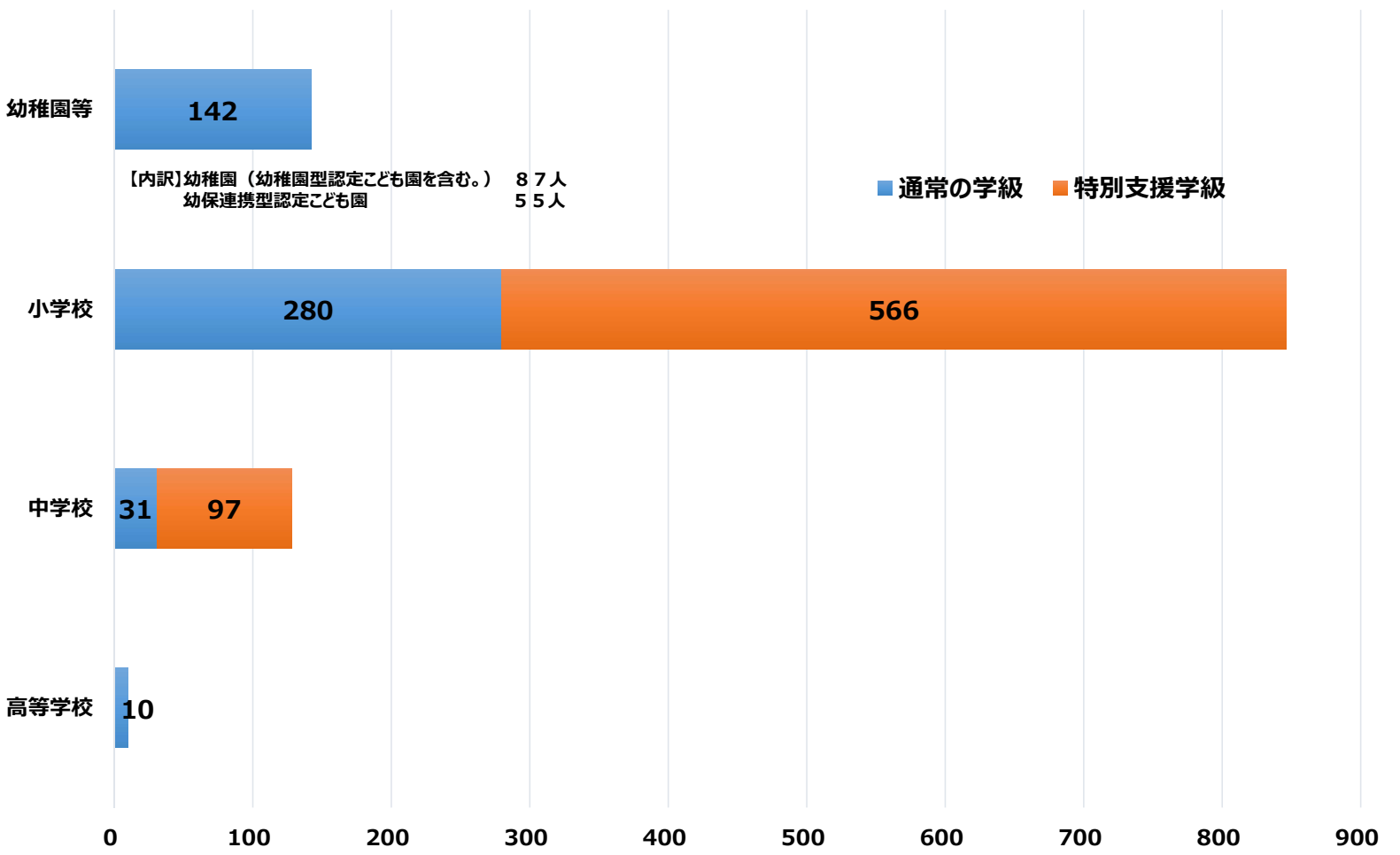


【学校生活における付添いの主な理由】

- ・ 看護師は常駐しているが、学校等の要請により保護者が付添いをしている。【201人】
- ・ 体調が安定せず登校日数が少ないため、看護師等による医療的ケアの実施に至っていない。など【107人】

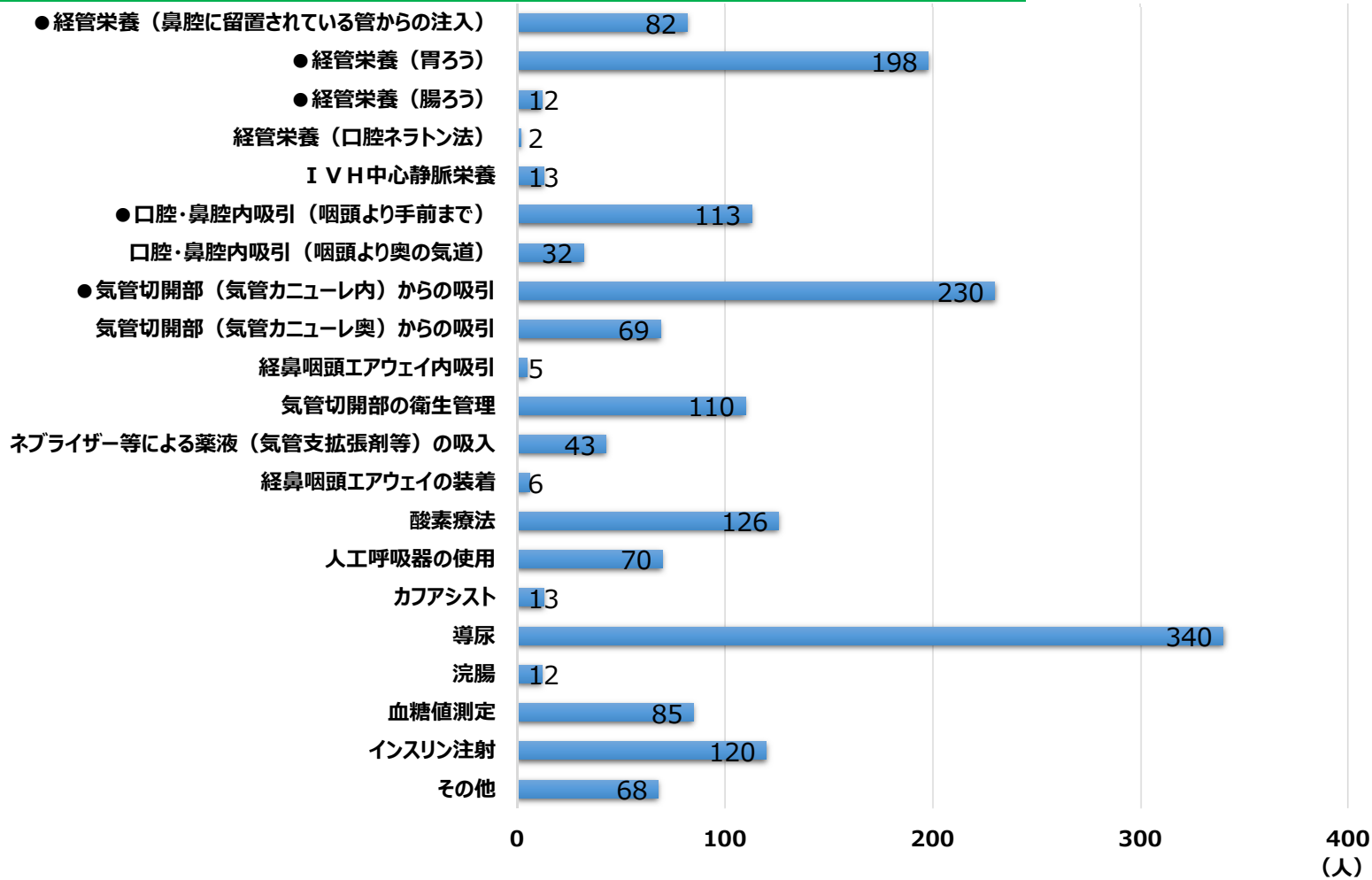
⑤ 幼稚園、小・中・高等学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数

N=1,126人



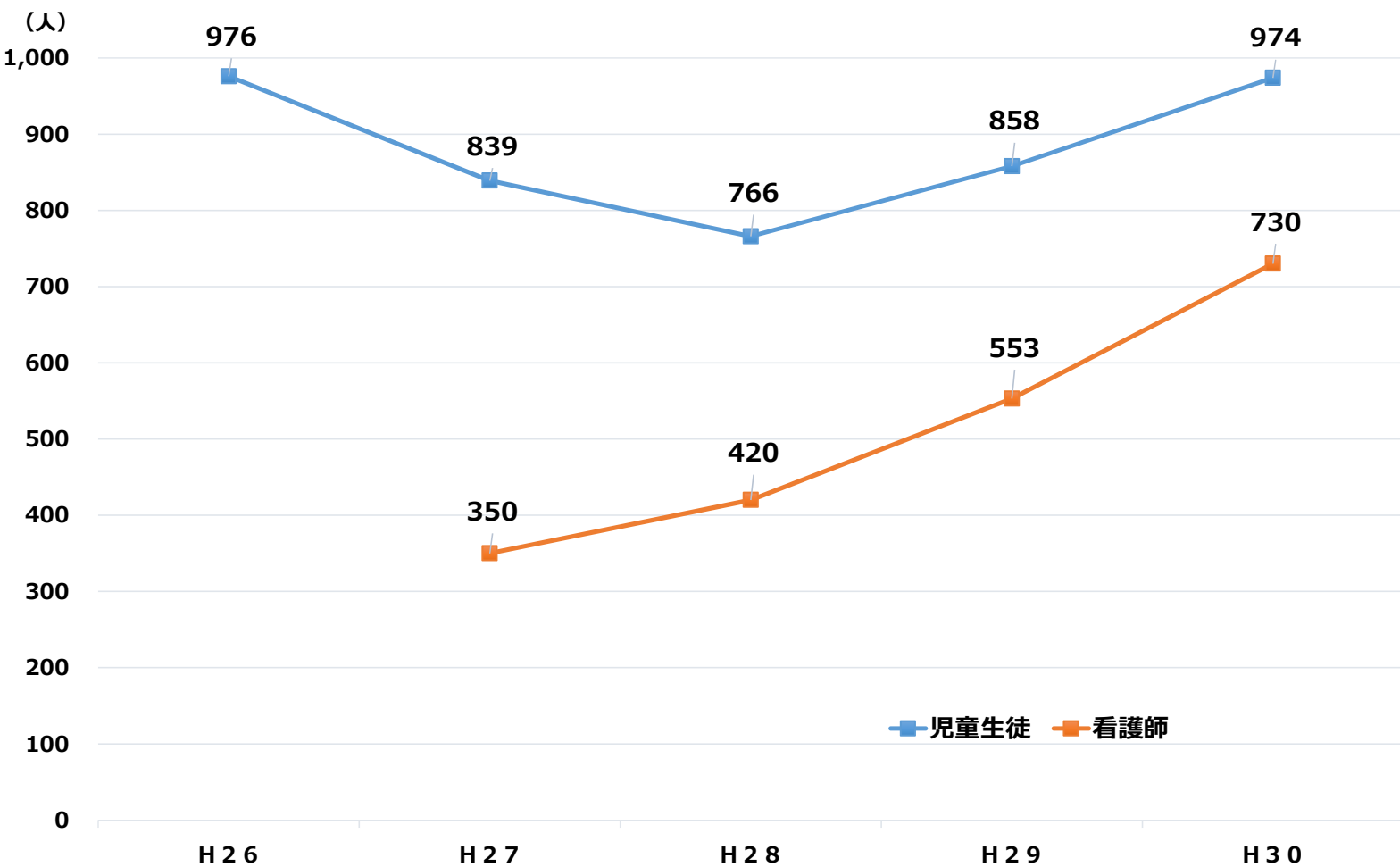
【内訳】幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。） 87人
 幼保連携型認定こども園 55人

⑥ 幼稚園、小・中・高等学校等に在籍する幼児児童生徒の医療的ケア項目の状況【複数回答あり】



調査時点：平成30年5月1日

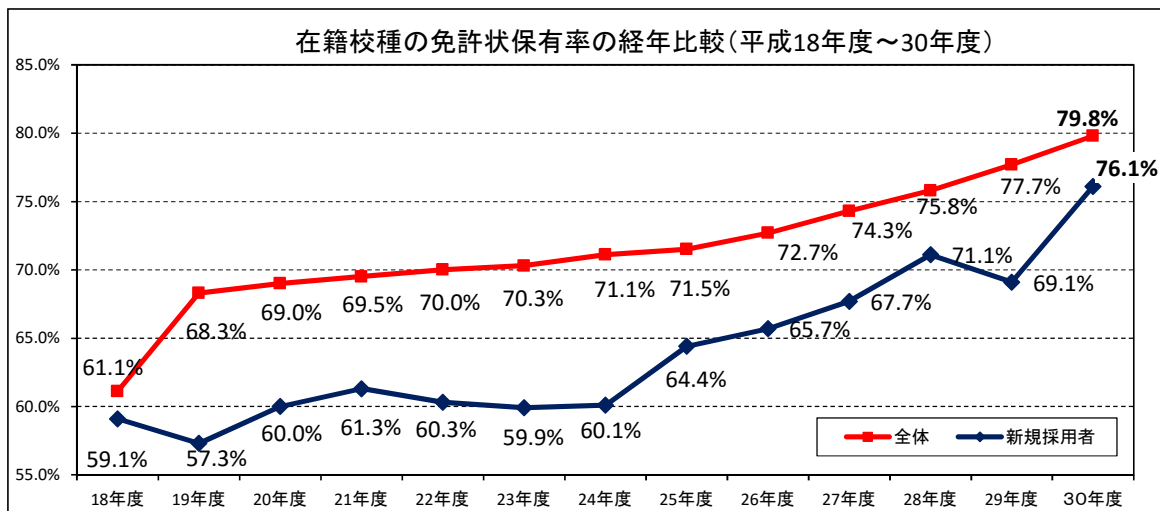
⑦ 小・中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒等の数の推移



※看護師の数は平成27年度から調査開始

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較



※ 18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。平成19年度～29年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

(全体)

平成30年5月1日現在

項目 障害種	特別支援学校教諭等 免許状保有者						特別支援学校教諭等 非免許状保有者						合計 人数(人)
	当該障害種		自立教科等 (当該障害種)		合計		他障害種		自立教科等 (他障害種)		その他		
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	
視覚障害教育	1,063	40.7%	549	21.0%	1,612	61.7%	696	26.6%	11	0.4%	294	11.3%	2,613
聴覚障害教育	2,040	53.9%	22	0.6%	2,062	54.5%	1,144	30.2%	12	0.3%	565	14.9%	3,783
知的障害教育	38,168	82.3%	50	0.1%	38,218	82.4%	429	0.9%	28	0.1%	7,682	16.6%	46,357
肢体不自由教育	10,572	80.6%	129	1.0%	10,701	81.6%	355	2.7%	11	0.1%	2,052	15.6%	13,119
病弱教育	2,213	79.2%	4	0.1%	2,217	79.3%	193	6.9%	8	0.3%	377	13.5%	2,795
合計	54,056	78.7%	754	1.1%	54,810	79.8%	2,817	4.1%	70	0.1%	10,970	16.0%	68,667

(新規採用者)

平成30年5月1日現在

項目 障害種	特別支援学校教諭等 免許状保有者						特別支援学校教諭等 非免許状保有者						合計 人数(人)
	当該障害種		自立教科等 (当該障害種)		合計		他障害種		自立教科等 (他障害種)		その他		
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	
視覚障害教育	23	23.2%	17	17.2%	40	40.4%	41	41.4%	0	0.0%	18	18.2%	99
聴覚障害教育	63	39.4%	1	0.6%	64	40.0%	64	40.0%	0	0.0%	32	20.0%	160
知的障害教育	1,778	80.6%	3	0.1%	1,781	80.8%	24	1.1%	0	0.0%	400	18.1%	2,205
肢体不自由教育	457	74.6%	2	0.3%	459	74.9%	21	3.4%	0	0.0%	133	21.7%	613
病弱教育	67	73.6%	1	1.1%	68	74.7%	7	7.7%	0	0.0%	16	17.6%	91
合計	2,388	75.4%	24	0.8%	2,412	76.1%	157	5.0%	0	0.0%	599	18.9%	3,168

- ・ 自立教科等の教諭免許状とは、特別支援学校の自立教科教諭免許状(教育職員免許法施行規則第63条に規定)及び特別支援学校の自立活動教諭免許状(教育職員免許法施行規則第63条の2に規定)を指す。
- ・ 本調査の対象教員は、平成25年度学校基本調査による、国公立の特別支援学校における本務教員のうちの教諭(主幹教諭、指導教諭、教諭)とする。

(参考)特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	32.7%	34.2%	33.8%	33.3%	33.0%	32.8%	32.8%	32.4%	32.4%	32.8%	32.6%	32.2%	32.3%
中学校	26.4%	28.6%	28.0%	27.9%	27.4%	27.0%	26.8%	26.5%	26.4%	26.3%	27.0%	27.3%	27.4%
合計	30.8%	32.4%	32.0%	31.6%	31.3%	31.0%	30.9%	30.5%	30.5%	30.7%	30.9%	30.7%	30.8%